

今治明德短期大学 研究紀要

第25集

目次

愛媛における草創期の幼稚園

——キリスト教関係者による村井幼稚園・卯之町幼稚園の設立——

..... 野 口 学 1

保育者養成における創造的音楽表現活動に関する研究

——学生の意識調査を通して—— 小 池 美知子 13

短期大学生による高齢者の服装評価

——学生の意識・イメージ調査から—— 伊 藤 敏 乃 25

保育所における障害児保育の専門性と保育体制 長 尾 愛 子 33

「生活習慣病予防の集い」における肥満調査 河 野 弘 美 45

研究ノート

戦後ドイツの軍隊の変容

——非日常の軍隊から日常の軍隊へ—— 市 川 ひろみ 59

平成 13 年 3 月

今 治 明 徳 短 期 大 学

愛媛における草創期の幼稚園

—— キリスト教関係者による村井幼稚園・卯之町幼稚園の設立 ——

野 口 学

はじめに

幼稚園の設立の経緯は、小学校のそれとは異なる。小学校は、近代的国民教育機関として明治政府の過大なまでの期待をうけて、全国各地くまなく、画一的に強制に近い形で設けられるが、幼稚園はそうではなかった。幼稚園は、小学校のように積極的な文教政策の対象になることがなく、制度的にも「アウトサイダー的位置づけ」⁽¹⁾に終始し、その設立の主体も、設立の充実に向けての方向にも、統一したものがなかった。幼稚園へのこうした処遇を許す背景には、小学校以上の教育体系には国家隆盛の素地を培養する機能を認めていたものの、6歳未満を収容する幼稚園については、そうした役割を望む空気が希薄であったこと、また国民一般にも、幼児教育の認識そのものが無いに等しく、幼稚園自体、生活の視野に入らない存在であったことが大きな要因としてある。

軽視というよりも無視に近い扱いをうけたのが草創期の幼稚園であるが、当然、その設立も容易ではなかった。設立に漕ぎ着けたとしても、公的な財政援助を頼めない雰囲気、濃厚ななかで、園の経営と維持はそのうち余裕を失い、廃園に追い込まれる場合も少なくなかった。ただ民間人の、なかでも幼児教育に理解と関心を示す素封家、名望家、また、元来幼児教育に縁由のあるキリスト教関係者が設立に関与する場合には、その園の維持発展は概して順調であった。

明治末年(45年)での幼稚園を見てみると、設置数は全国で533園、うち309園⁽²⁾が私立である。遡って、30年前の1882(明治15)年には、私立幼稚園は1園⁽³⁾でしかなかった。単純計算をすると、その間、私立幼稚園が309倍に躍増したということになる。決して、当時の幼稚園を取り巻く環境が、経営としてまた収入として魅力ある条件を備えていたわけではないが、それにもかかわらず、着実に園数を倍増させていたのは、得失に拘泥しない民間人の保育への情熱と奉仕が、園設立の動機を形成していたということに、その因があった。小学校の設立の仕方と、この部分が異質であった。

設立の端緒は、小学校は「上から」一律に、幼稚園は「下から」その地域の個性に合わせた形で、というのに集約されようが、この差異は、幼稚園が小学校のようにその設立の経緯を概括できないことを意味する。各園の成立事情は多種多様で、それを一般化することを拒む個別の設立背景をそれぞれの園はもっている。幼稚園の歴史を解明するには、そのため、個々の園の設立由来を具体的に明らかにする作業が不可欠となる。幼稚園史研究が十分なされていない愛媛にあっては、尚更である。

本稿は、キリスト教関係者の奉仕の産物ともいべき村井幼稚園と卯之町幼稚園(両園

とも南予地域)に焦点をあて、その設立の来歴をたどることにした。愛媛の幼稚園の歴史研究の前提を支えるひとつの基礎作業になればと考えている。

1 村井幼稚園(北宇和郡吉田町)の設立

(1) 吉田協会と吉田保育園

1897(明治30)年4月1日、北宇和郡吉田町に大日本南メソジスト教会吉田講義所(後に、伝導所、教会へと昇格)が開設された。場所は西小路区内の民家とされているが、はっきりはしない⁽⁴⁾。メソジスト教会は、キリスト教各派の中でも、教育・社会事業に重点をおいて布教活動を進める教会で、吉田においても盛んに日曜学校、音楽集会などの教会行事を行っていた。こうした行事に、多くの幼児が参加していたようである。

村井幼稚園の前史は、この講義所での日曜学校を出発とするが、直接的には大正3年に設けられた吉田保育園を前身としている。保育園の創設者は、前年の大正2年4月に着任した井上愛策牧師で、彼はクリスチャンの家庭に生まれ関西学院に学んだ⁽⁵⁾生粋のキリスト者であった。

園は、井上牧師が教会を離れて独力で興したもので、行政当局に認可された正式の施設というわけではない。そのため、「何等の後援のないだけ其経営の困難は非常なもので、絶えず此の豊かならぬ伝導者の財布から補助を要求する始末であった」⁽⁶⁾という。牧師の自腹を切った園の運営ではあったが、すでに日曜学校でかなりの幼児を吸収していたこともあって、園児の確保にはさほど困難はなかった。1917(大正6年)3月の第3回保育証書授与式では、18名の園児が修了しているのである⁽⁷⁾。

第3回授与式を済ませた翌4月、井上牧師は松山西堀端講義所への転任を命じられ、吉田を去るが、牧師の4年間にわたる日曜学校、保育園での地道な活動が地域に好感をもって迎えられていたこともあり、離別を惜しむ声が多く聞かれた。例えば、『吉田新報』(大正6年3月25日付)では「井上牧師を送る」と題する送別記事を載せ、牧師を「小児の天使であった。凡そ吉田の子供であの常に春の様に笑んで居る『井上先生』を敬い懐しまなかった者はないであろう」とその保育者としての感化力を高く評価し、惜別の意をあらわしている。

井上牧師の後任は、山口県柳津井から転任の祝部大介牧師であった。祝部牧師の吉田の在任期間は1年間と短かったが、引き継いだ保育園の運営は、その間に名古屋在住の篤志家から保育園補助として120円の寄付がなされる⁽⁸⁾など、外部からの援助もあり、順調に続けられている。

1918(大正7)年春、祝部牧師の離任後、石原淳一牧師が着任するが、吉田保育園が村井幼稚園へとステップアップしていくのに尽瘁したのがこの石原牧師であった。石原牧師は、岡山県吉備郡高松町の士族をその出自とし、彼もまた旧武士階級の師弟がよく選択したように、キリスト教に活路を求めたのである。

まず、石原牧師は園児の親で構成される「母の会」を組織し⁽⁹⁾、講演会、意見交換、娯楽、料理会等の機会をしばしば設けるなどして、親から園への理解と協力を得るのに成功している。このことで石原牧師は、自らの幼稚園への発展構想を支援する土壌が、ひとつ形成されたと感じたようである。

幼稚園の設立が具体的に語られるようになるのは、吉田保育園が大正9年5月に教会と

ともに袋町に移転する⁽¹⁰⁾が、その頃であった。

(2) 石原淳一牧師と村井保固

石原牧師は、新しく幼稚園を設ける意図と、敷地の確保・園舎の建築など、経済を伴う問題について、1920（大正9年）11月に次のように語っている⁽¹¹⁾。

最初この問題は現在キリスト教会附属として経営してゐる幼稚園は兎角、教会本部の干渉もあり私の理想と相容れない点も多いので予て私として出来るだけ理想的のものとして実現したい為昨年京阪に於ける当地出身の有力者を歴訪し賛同を求めた処、恰も村井氏が養母の恩を記念する為め其の事業を成し遂げたいとの御意向なので、朝家氏其他の御尽力で不日着手することゝなりました。既に敷地としては土居(雪恵)氏の御世話で西小路の旧村井氏邸を念で略買収の運となりました。尚私としての将来児童の教養上に就いて幾分宗教との関係から疑義を持せられることがないとも限りませんが、之は宗教を離れて園児の人格を尊重し献身的に努力したい所存であります。

教会本部からの干渉を排した、「宗教を離れ」た幼稚園経営が石原牧師の企望であったようであるが、背景には、牧師と教会本部との間に何らかの確執があったと思われる。

幼稚園設立の資金については、吉田出身の実業家村井保固の篤志によって全面的な援助が保証されており、その捻出に気を煩わす必要はなかった。石原牧師の各方面への奔走と説得が功を奏していたのである。

ここで、幼稚園のパトロン的存在となる村井保固の来歴をみてみたい⁽¹²⁾。

村井は、1854（安政元）年9月に、吉田藩士林虎一の次男として生まれている。幼名は三治であったが、1869（明治2）年に村井家の養子となり、翌3年保固と改名した。1872（明治5）年、村井19歳の時、宇和島不棄学校に入学し、福沢諭吉の甥である中上川彦次郎（英語教授として宇和島に7ヶ月滞在、その後帰京）から指導を受けている。

1875（明治8）年、松山英学校に転じて助教を務め、1877（同10）年には時の校長草間時福の勧めもあり慶応義塾に入り、福沢諭吉に師事することになった。福沢は村井を大変信頼していたようで、村井が卒業した後もしばしば書簡を送り、師弟の厚誼を長く続けている⁽¹³⁾。師の信頼の厚かった村井は、1879（明治12）年福沢の推挙で貿易商社森村組に入社し渡米、以後太平洋横断を90回という激務をこなしていた。1904（明治37）年には、森村組をベースにした日本陶器会社を大倉孫兵衛らと設立、その後ニューヨーク支店長として純白硬質磁器の商路拡張に携わり、日本陶器の輸出拡大に大きく貢献している。

村井は、このように日米をまたにかけた実業家ではあったが、経済の論理にのみ生きる単層の人間ではなかった。私人としての村井は、神を求める心の強い人間で、特にキリスト教への関心を深く抱いていた。彼の妻キャロライン（米国人）が、牧師を父にもつ厳格な宗教の家庭に育った女性であったこと、また森村組創設者の森村市左衛門がクリスチャンであったことなども⁽¹⁴⁾村井のキリスト信仰に影響を与えていたと思われる。

村井が洗礼を受け、クリスチャンとして正式に登録されるのは1917（大正6）年2月3日で、齢64の時であった。場所は名古屋で、洗礼はかつて森村市左衛門に洗礼をほどこした好地由太郎牧師が行っている⁽¹⁵⁾。

吉田を郷里とする成功した実業家でありキリスト教徒ということで、村井はすでに石原牧師と接触する前から吉田教会とは少なからぬ縁があった。洗礼を受けた後の1917（大正

6) 年10月16日、村井は帰郷していたが、吉田教会(祝部牧師)は、彼のために歓迎会を盛大に開く⁽¹⁶⁾など、深い関係にあったのである。

こうした条件も手伝って、村井からの経済的支援の取りつけが可能となり、石原牧師念願の幼稚園建設が急ピッチで進展していくことになる。

(3) 村井幼稚園の仮設立

幼稚園の設立にむけて具体的に作業が開始されるのは、設立の構想が公にされてから1年たった1921(大正10)年5月に入ってからである。同月、園舎の予定地である西小路の土地買収も終え、10日には敷地内の古家全部を入札に付し、取り壊しの手順となっている。園舎の建築には、1万円の予算が計上され⁽¹⁷⁾、竣工の予定は10月初旬であった。

園舎建築のめどが立ち、計画が軌道に乗ったこの5月、石原牧師は教会を辞任する旨を明らかにしている⁽¹⁸⁾。理由は幼稚園の設立準備に専一するためとしているが、将来の園運営が牧師という教会的立場に拘束されることを避けたいというのが本心であった。1920(大正9年)11月に「宗教を離れて園児の人格を尊重し献身的に努力したい」と石原は保育観の一環を吐露しているが、それは牧師を辞めないかぎり説得力を持ち得なかったのである。辞任の願は教会上層部に受理され、石原の後任は女性伝道師芝みつのに決まり、石原は心機一転、幼稚園開設に向け精力的に活動を開始する。

まず、石原が気にしていたのは園児の確保であった。保育料を月額50銭に予定していたが⁽¹⁹⁾、この金額は県内にある他の幼稚園と比較して高い方である⁽²⁰⁾。石原は、経済的に余裕があり幼児教育に理解を示す中産階層の子弟の入園を期待していたと思われるが、不安ではあった。また、自ら牧師を辞職したものの、幼稚園をキリスト教伝導の手段と見做して入園を避ける家庭の存在も心配であった。

そのため、1921(大正10年)8月25日と9月25日付の『吉田新報』に、石原は2回にわたって「幼稚園を開くにあたり」と題した長文を寄稿している。内容は、宗教性を感じさせない児童中心の自由主義保育の主張と入園案内を重複させたものであった。この試みは成功している。入園を希望する家庭が急増し、園舎が完成していないにも拘わらず、親たちから9月からの開園を要望されるという予想外の展開になったのである⁽²¹⁾。急遽、吉田小学校講堂を借用して仮園舎とし、9月10日より開園、幼児の受け入れを進め保育に取りかかることになった。

(4) 正式認可までの村井幼稚園

村井幼稚園が、県知事より私立幼稚園として正式に認可されるのは非常に遅く、1926(大正15)年8月3日であった。その間、制度上は無認可幼稚園ということになるが、園の保育活動は夏季休暇(8月中)を活用した「夏季特別保育」の開催、形式的・注入的な一斉保育からの脱皮をめざした進歩的な保育内容の導入と、次第に充実していく。

保育の中核は遊戯で、なかでも律動遊戯と表情遊戯に重きをおいていた。律動遊戯はリズムカルな歌曲に、表情遊戯は童謡に動作をつけたもので⁽²²⁾、元小学校長の土川五郎が大正6年に提唱し注目されていた遊戯である⁽²³⁾。リズム感に欠け、模倣性が高く、形式的であった従来の遊戯に対し、これらの遊戯は児童の要求・表現・生活から出発しているだけに園児にも人気があった。

石原は、この遊戯の指導に力を入れる一方で、各学期毎の閉園式、年度末の卒園式を園児の遊戯の成果を発表する場に位置づけるということをしている。下は、1925（大正14）年3月29日に举行された同園の第3回修了式の内容と順序であるが⁽²⁴⁾、儀式というよりも学芸会の色彩が濃い。幼児が主役で、まさに石原園長の主張する児童中心の保育が実践されていた。

保育修了式順序	一. どく唱—動物園—河野正雄	谷本 勘	田中マコ
入場=楽隊先導=着席	一. ダンシング—カーニツシュ、ダンス	土居 清	芝 和子
▲開 式	一. 遊嬉—小さく大きく	薬師寺	河村
一. 奏 楽	一. 表情遊嬉—風	一. ゆう嬉—幼稚園	
一. 国歌君代	一. 同—星さま	一. 同—メリー、ゴー、ラウンド	
一. 黙想祈歌	一. どく唱—河原よもぎ	一. 律動ゆう嬉—兵隊あそび	
一. 最後のチャレンジャー	（口笛伴奏）新宅アコ	一. 表情ゆう嬉—鳶のゆめ	
一. 音楽と遊嬉	薬師寺幹雄	一. お伽歌劇—花あそび—保婦	
一. 童謡舞踊—おもちゃのマーチ	一. 律動ゆう嬉—インデアンダンス	一. 保育証書授与	
一. 独唱チルチルミチル—土居信子	一. どく唱—風—新宅アコ	附 精 動 賞	
一. 表情遊嬉—夜あけの空	一. 表情遊嬉—風	一. 園長奨励	
一. どく唱—松虫—清家千代	一. ダンシング—ブリツキングダンス	一. 修了式の歌	
一. 遊嬉—この木の下にて	一. どく唱—春の歌—芝ユミコ	一. 来賓祝辞	
一. 遊嬉—ボート	一. 表情ゆう嬉—さくら	一. どく唱春の歌 芝 和子	
一. 民謡踊	一. ゆう嬉—ねずみが出る	一. 父兄代表挨拶	
一. 合唱—あはて床屋 菊池純一郎	一. 表情ゆう嬉—朝	一. 製作品等配布	
同 幸次郎	一. 教育お伽歌劇	▲閉 式—記念撮影	
一. 表情遊嬉—ピアノ	一. —ハイハイ息子—		

こうした自由な雰囲気保育活動は、大正デモクラシーの一環である新教育運動に触発されたもので、先進的な幼稚園では積極的に試みられていたが、当時の愛媛県内の幼稚園にあっては村井幼稚園の保育実践が一頭地を抜いていた。自然とその評判は膾炙し、県内の幼稚園関係者から衆目を浴び、「各方面より同園の遊戯を参観見学するもの多くなり」⁽²⁵⁾といった活況を呈するようになった。

1925（大正14）年12月6日には、村井幼稚園を会場に、第1回愛媛県幼稚園大会が開かれている⁽²⁶⁾。この大会で、県内で最初の幼稚園相互の連絡、提携、親睦また幼児教育研究を進める組織である「愛媛県保育会」が成立した。保育会は、明治20年代ごろから各県で漸次にあられ始めが⁽²⁷⁾、愛媛の場合は大正の終わりということであつたその発足は遅い。大会当日の様子については、『吉田新報』（大正14年12月15日付）に、次のように記されている。

第一回愛媛県幼稚園大会は予定の通り—村井幼稚園に於て開会した集まるもの三十名先づ君ヶ代を高唱主催石原園長開会の辞を述べ来賓芝助役桜井商工会長桜庭大槻宮本の各校長の祝辞ありて議事に入り愛媛県保育会規定に付逐条審議を為し満場一致を以て原案に賛成し茲に愛媛県保育会の成立を見た—

▲研究題 幼稚園相互視察に関する事、保育の効果を大ならしむる為めに母親の理解を向上する事に就て互の意見の交換研究の発表ありて休憩昼食の後午後一時再会、自由画教育、幼児の個性研究、保育項目の時間配当、幼児の宗教的訓練、其他二三の問題に付て研究発表をなし各自保育の実際を語り、遊戯交換余興等の催しあり午後五時頃石原園長の閉会の辞を以て終り吉田商工会寄贈のお土産を手にして散会した。

愛媛の幼稚園教育の歴史に特筆すべき出来事である幼稚園大会の開催、また愛媛県保育会の成立に、この年まだ正式の認可を受けていない村井幼稚園が関わっていた事実は興味深い。石原園長の主導するその保育実践が高く評価され、先進的な幼稚園と目されていたことと関係があったのだろう。

(5) 村井幼稚園と村井保固

先に述べたように、村井幼稚園の正式認可は1926(大正15年)8月3日である。仮開園(大正10年9月10日)してから5年後のことである。その間の充実した園の活動状況は前項で見た通りで、認可の有無は園の経営に何ら支障とはならなかった。

認可申請の手続きについては、村井幼稚園を財団法人組織にし⁽²⁸⁾、経営体として十分整備してから臨んでいる。周到な準備の末の申請であり、いたずらに時間をかけていたわけではなかった。そこには村井保固の実業人としての堅牢さがあった。

さて、村井が幼稚園設立に資金援助を吝惜しなかった理由であるが、彼は間接・直接に次のように語っている。

— 余は神の御旨をなさん為に金銭を儲け、且つ之を貯蓄するなり。依って余の金銭は余自身のものにあらずして、全く神に属するものなり。余はただこれを管理して神に対し精細なる計算報告をなす責任あるものなり。(明治40年9月24日付『日記』⁽²⁹⁾)

— 自分は幼少の時大養母の世話になった、それ等のために何か吉田町の為に仕度いと云ふ考へがあつた処が石原翁が幼稚園の方に非常に趣味を持つて居られるので幼稚園をして貰つたらよかろうと云ふ事にしたのであるが — (大正12年3月27日の開園式での講話⁽³⁰⁾)

— 何処に働いておっても、故郷を忘れることはいけない。人は二十才位までは故郷に負う所が非常に多い。— 近来とかく有為の人が都会に集中して、故郷を顧みない傾向のあるのは嘆かわしいことである。薩摩や長州でも昔は立派な人が地方にいて、後進の教育に努めた。例えば鹿児島島の鍛冶町のような小さい町から西郷、大久保、東郷というような、日本を背負つて立つ人傑を出した。私の郷土においても有為の人物は多く故郷を離れているが、故郷の苗床はよく注意して水を注ぎ肥料を与えて、立派に仕立てて行かねばならない。この意味で私は吉田に幼稚園を設けたのである。この精神を以て苗床をもり立てて行けば将来どんな偉いものが出来るか測り知るべからざることである。— (昭和10年病床における村井の談話⁽³¹⁾)

それぞれ異なった表現をしているが、動機は2点に絞られよう。ひとつは「神の御旨をなさん為」、つまり利己を滅して他者(社会)への奉仕を希求する宗教的動機、ふたつは郷里を離れ成功した人物にしばしばみられる郷党心である。村井の場合、郷党心といっても単純な愛郷的なものではなく、福音を郷里に弘布したいという宗教性が濃厚にあった⁽⁴²⁾。その福音の具体化したものが幼稚園建設ということになろう。

村井は幼稚園の運営に直接携わってはいないが、自己の信仰に従って幼稚園という「苗床」を築くための奉仕を行い、福音の実践化に努めたのである。

2 卯之町幼稚園(東宇和郡宇和町)の設立

(1) 清水伴三郎と日曜学校

宇和町で、最初にキリスト教の布教を行ったのは大洲出身の桜井昭恵師で、1880(明治13)年のことであった。彼はその後、1885(明治18)年には病氣療養のため大洲に帰郷す

るが、その際、迫害に遭い、難を避けるため宇和町の米倉秀雄宅に1か月余り滞在している⁽³³⁾。キリスト教を異端視する空気がこの時期には濃厚にあった。

宇和町でキリスト教日曜学校が開かれるのは、桜井の受難から5年を経た1890（明治23）年7月のことで、場所は町内の登記所西隣の長屋である⁽³⁴⁾。開設に尽力したのは清水伴三郎とその親友の末光類太郎である。この時、二人が同志社英学校の学生だったということもあり、長期休暇中だけの開校であった。当初、日曜学校の開設には、伴三郎は桜井への迫害の件もあり、町民からの反発を危惧していたが、幸いにも町内で俎上に載せられることはなかった⁽³⁵⁾。この日曜学校が、卯之町幼稚園の萌芽である。日曜学校から幼稚園設立への発展を物心両面で支えていたのが伴三郎であった。

ここで、日曜学校の開校に至るまでの伴三郎の経歴を素描しておこう。

伴三郎は、愛媛県西宇和郡日土村（現八幡浜日土）の組頭・清水庄一の三男として1869（明治2）年に生まれている。1885（明治18）年には、東宇和郡宇和町の元庄屋で酒造業を営む実兄の清水静十郎の養子に迎えられ⁽³⁶⁾、その翌年の12月14日、東京への遊学をめざし、柔道仲間の末光類太郎と清水徳太郎の3人で宇和町を出立している⁽³⁷⁾。明治維新後、封建社会が崩壊していくなかで、庄屋の子弟といえどもその境崖に安住することは許されなかった。新しい価値観と身の処し方を都会の学問に求めていく気概が地方青年にはあったが、伴三郎らの行動もそのひとつであった。

伴三郎たちはこの時点ではキリスト教徒ではないが、上京の途上で京都に一泊した際、宿主から新島謙のうわさを聞き、同月25日彼の自宅を訪問している。1時間ばかりの面会であったが、伴三郎らは新島の人格とキリスト教に裏打ちされた深い教養に感銘を受け、急遽上京を取り止め、彼の創立した同志社英学校へ入学することを決意した。この伴三郎の選択について、養父の静十郎は簡単に賛同している⁽³⁸⁾。

1887（明治20）年、伴三郎は同志社英学校に入学するが、その10か月後に同志社チャペルで金森通倫牧師から洗礼を受けた⁽³⁹⁾。18歳の時である。その後、伴三郎は新島謙の死去（明治23年1月23日）をきっかけに、師の精神の継承、すなわちキリスト教の伝道・普及を自らの課題として自覚するようになる⁽⁴⁰⁾。社会に滅私奉公しようとする実践的クリスチャンとしての伴三郎の誕生である。そして、手始めとして着手したのが、末光類太郎との郷里宇和町での日曜学校の開校であった。

日曜学校の開設にあたり、伴三郎が若干の不安を抱いていたことは既述したが、町民からの表立った反発・批判もなく、拍子抜けの感がしないでもなかった。主導者の伴三郎が宇和町卯之町で代々続く庄屋清水家の養子であり、養父であり実兄でもある静十郎が当地の政治経済の重鎮であったことも、少なからぬ影響を与えていたのであろう。

以後、伴三郎に協力する者も増え、札幌農学校の学生であった末光積（類太郎の弟）、末光信三（同末弟）、荒川重理⁽⁴¹⁾らが休暇のたびに伴三郎宅を訪れ、日曜学校を手伝うようになっている⁽⁴²⁾。日曜学校の場所も、伴三郎の自宅（卯之町池田屋）と伝道者村上是哉の自宅（雨山公園側）の2ヶ所にあらたに移され、1925（大正14）年に教会堂が建立されるまでその状態にあった⁽⁵³⁾。

伴三郎はその後、社会的に認知されるようになり、1907（明治40）年1月に町会議員、翌年に養蚕会社の取締役社長、1915（大正4）年3月には宇和町長と重職に就き、その身辺は多忙を極めていた。かといって、伴三郎の信仰心が低下したわけではなく、クリスチャ

ンとしての信仰は一貫していた。彼には、宇和町に教会が無く、自宅を宣教の場とせざるを得ない不便な状況にあったことから、教会堂と付属幼稚園を建設したいという宿心があった。伴三郎の教会および幼稚園の建設への熱情は高く、その建設資金の一部にしようと1901（明治34）年1月1日に禁酒の誓いを立て、貯金を開始することまでしている⁽⁴⁴⁾。

（2）卯之町幼稚園設立の前夜

禁酒の誓いから20年たった1922（大正11）年、教会堂および付属幼稚園の建設を前提にした胎動が始まった。まずは、キリスト教会組織が必要ということで、同年3月伴三郎は29名の会員でもってそれを組織している⁽⁴⁵⁾。次いで翌4月、卯之町幼稚園を設立（同月24日に私立幼稚園として正式認可⁽⁴⁶⁾）し、その園長に妻シンを就かせた。シンは類太郎の実妹で、当時あっては珍しく同志社女学校で進歩的な教育を受けている⁽⁴⁷⁾。英語に堪能で、幼児教育にも造詣の深い知的な女性であった。保姆は熊崎峰子⁽⁴⁸⁾で、実質この二人で保育を担当していたようである。園舎は、独立した建築物があるわけではなく、現在地から少し離れた伴三郎の本宅に間借りの形で設けられていた⁽⁴⁹⁾。一方教会の方も、翌1924（大正13）年8月に初代の牧師として川上平三の着任があり⁽⁵⁰⁾、人的体制が整いつつあった。

1925（大正14）年3月の末には、田中梅子が保姆として赴任している。梅子は23歳で、大阪のランバス女学院保育専修部の卒業者であった。ランバス女学院は、メソジスト教会によって1921（大正10）年4月に設立された修業年限2年のキリスト教主義の保姆養成機関である⁽⁵¹⁾。ここでは、米国の進歩主義保育理論と実践を教授しており、梅子は最新の理論と実践方法を身につけた少壮の保姆であった。

当時、愛媛の保育界にあって、保姆養成機関を修了した有資格の保姆の確保は至難で、大正期末の調査では、県内に35名の幼稚園教員がいたが、そのなかで資格を有する者はわずか11名でしかなかった⁽⁵²⁾。これは、保姆養成を専門的に行う機関が県内になかったことを主因とする。ちなみに、大正末年における保姆養成機関は全国で14校、そのうち国立が2校で他はほとんどが私立であった。私立のうち10校はキリスト教関係の学校である⁽⁵³⁾。保姆の供給は、キリスト教主義の養成機関に多く依存していたのである。

そうした流れのなかで、梅子の卯之町幼稚園への着任があった。伴三郎には、いずれ完成する立派な園舎にふさわしいキリスト教主義保育に堪能な優秀な保姆を招きたいという素志があったはずで、それだけに新進気鋭の梅子には大きな期待がかけられていた。しかし当の梅子は見知らぬ土地への海を渡っての赴任ということで、一抹の不安を抱いていた。卯之町に到着した前後の心境を、梅子は次のように回想している⁽⁵⁴⁾。

— まだ薄寒さを感じる、三月の末、神戸港より卯之町への、旅に出ました。郷里（ハリマ山崎）より大阪までしか旅らしい旅をしたことのない田舎娘にとってはまことに心細い旅でした。上陸したのは宇和島港で出迎えて下さったのは今尚健在の松本良之助氏でした。その頃笹町にお住いだった宣教師ワヅカ先生に伴われ山又山の険しい坂道をバスにゆられながら未だ見ぬ卯之町へ何うのでした。幾時間か経った時、眼界が開けて真下に民家の集団が見えはじめました。突如先生が「あれが清水先生の家ですよ。」と窓から体を乗り出すように指示されたのが一きわ目立つ和洋折衷の家でした。

式台に立たれた清水先生は、「サア、どうぞ。」と唯一言だけ。「奥様は。」と広いおへやを見まわすが見当りません。それもその筈肺炎で臥床中との事、まことに心細くとりつく島がありませんでした。やがて、これからの

私の働き場所幼稚園を見せて頂くことになりました。幼稚園とは名のみ、普通の家屋の建具をとりつけただけの畳敷、片隅にオルガンが一台置いてありました。「マア、ここで当分辛棒（ママ）して下さい。いづれ秋ごろには立派な園舎が出来ますよ。」と希望を持たせて下さるのです。園舎の二階が牧師館とゆうより牧師室になって居り先づその住人川上先生(作家川上宗薫の父君)ご夫妻に初対面の挨拶、それもそこそこに関係各位へ挨拶まわりをしました。皆々親切そうな方ばかりなので長時間の緊張も幾らかやわらいで来ました。お真夫人にお目通りを許されたのは数時間後で病床の夫人は理知的に如何にも聡明そうな方との印象を受けました。まだまだ静養の必要ありとの事で夫人の代りを玉井の小母様がして下さいました。その後病癒え幼稚園に出て下さったのは五月も半過ぎた頃でした。――

園舎がないうえに保育室に保育道具も満足に備わっていない状態を眼前にして、都会で保育を学んでいただけに、梅子は動揺を隠すことができなかったようである。残る期待は新築の幼稚園であるが、梅子の着任に符合させるかのように、着任の直前から建築計画が始まっていた。

(3) 卯之町幼稚園の設立

教会堂と付属幼稚園の新築が具体的な日程にのぼってくるのは、1925（大正14）年に入ってからである。まず、建築設計が同年2月に始まった。その担当は宣教師のD. W. フランクとされているが⁽⁵⁵⁾、伴三郎自らが神戸に赴き、事前に建築の調査を進めていたこともあり⁽⁵⁶⁾、設計の内容には伴三郎の意見も色濃く反映されていたと思われる。

同年5月30日には、施工者と請負金額1万3820円で建築契約が結ばれ、翌6月から工事が始まっている⁽⁵⁷⁾。敷地は、卯之町坪ヶ谷にある伴三郎の私有地で、建築材は伴三郎の所有する山林の良材で占められていた⁽⁵⁸⁾。建築の期間は10か月で、竣工は翌年の3月である⁽⁵⁹⁾。その構造と規模は、木造厚型スレート葺、平屋建370㎡、塔屋四階建延べ64㎡、洋小屋組で⁽⁶⁰⁾、幼稚園は平屋に設置されている。この建物に、当時の園児は「赤いトンガリ帽子」をイメージし、「子供心に田舎町が急に明るくなった様な気がした」⁽⁶¹⁾という。現在も往時のままの姿を留めており、大正期における代表的な近代建築のひとつに数えられている。

卯之町幼稚園の設立は、伴三郎の宿望であった。その出発点は、日曜学校で年長組の幼児を教えた経験⁽⁶²⁾であろう。もちろん、発意のみで幼稚園が建立されるわけではない。伴三郎が私財を惜しげもなく投入することで現実のものとなったのである。所有に固執しない伴三郎の気質は、前々から養父静十郎が気にし、かつ恐れていたもので、家屋敷の所有権を伴三郎の長女に移転させた⁽⁶³⁾というほど、徹底していた。伴三郎の物欲のなさが卯之町幼稚園を生んだといえよう。

おわりに

幼稚園は小学校と比べ、その設立と普及に国家的支援を受ける機会が極めて少なかったが、その発展を故意に妨げようとする圧力も存在しなかった。自由な雰囲気というのが幼稚園を取り巻く環境であったといえる。保育への情熱と奉仕を動機に、多くの民間人が幼稚園の設立に参加できたのは、そうした抑圧の無さに因るところが大きい。

幼稚園は、また小学校のように国家主義また儒教倫理の教育理念の洗礼を受けることがなかったため、自由度の高い保育を実践することが可能であった。幼児の心身の解放と発

達を真に望む者にとって、幼稚園は魅力的な場であり、その設立へ向けていたく奉仕心が刺激されたのも当然であった。村井・卯之町両幼稚園の設立も、こうした環境と無縁ではなかった。

両園の場合、キリスト教会での日曜学校が下地としてあり、その発展が幼稚園の設立に連動している。十分機が熟してからの設立への稼働であり、まったくの白紙の状態からの着手でない点は、有利であった。設立に伴う課題で、両園の共通して苦労したのが経費の確保であるが、村井幼稚園は地元出身の実業家村井保固の篤志で、卯之町幼稚園は設立者である清水伴三郎が自らが所有する山林、土地といった財産を投入することで、何とか調達できた。幼児教育への理解と情熱といった心的傾斜だけでは、こうした経済的問題に対処できない。私的物的所有に拘泥しない精神をもつ人物の存在を必要としていた。両園は幸いにも、物心ともに幼児教育に奉仕する篤厚の人物を得ていた。

幼児教育に対する国家的努力の怠慢は、結果的には民間人への依存を強くすることになる。幼稚園の創設には、そのため、多くの人間的ドラマが生まれ、また滅私の気象に富んだすぐれた人物を登場させていた。村井・卯之町幼稚園はそうしたことの典型であった。

昭和期に入っても幼稚園の設置が続く。1941（昭和16）年の時点で、愛媛県には26園（大正末年14園）設けられているが、そのうちの21園が私立であった。そこには、数々のドラマが展開し、魅力ある人物が躍如していたはずである。いずれ記すことを課題としたい。

（付記）

本稿は、「平成12年度 科学研究費補助金（萌芽的研究）」（日本学術振興会）を受けて進めた研究の成果の一部である。ここに記し、その助成に感謝したい。

注

- (1) 日本保育学会 『日本幼児保育史 第一巻』 フレーベル館 昭和44年 43頁
- (2)～(3) 文部省 『幼稚園教育百年史』 昭和54年 821頁
- (4) 吉田町誌編纂委員会『吉田町誌 下巻』 昭和51年 782頁
- (5)～(6) 『吉田新報』 大正6年4月25日付
- (7) 同上 大正6年3月25日付
- (8) 同上 大正7年3月10日付
- (9) 『大正十一年起 母の会 村井幼稚園』
- (10) 『吉田新報』 大正9年5月25日付
- (11) 『吉田新報』 大正9年11月20日付
- (12) 景浦 勉編『郷土歴史人物事典＜愛媛＞』 第一法規 昭和53年、愛媛県史編さん委員会『愛媛県史 人物』 平成元年、愛媛県教育委員会編『愛媛の先覚者 5 村井保固・山下亀三郎』 1966年、を参考にした。
- (13) 村井幼稚園には村井保固旧蔵の遺品が保管されているが、その遺品の中に福沢書簡が12通ある。福沢との交流の深さを示している。
- (14) 前掲 『愛媛の先覚者 5 村井保固・山下亀三郎』 87頁
- (15) 同上 89頁
- (16) 『吉田新報』 大正6年10月25日付
- (17)～(18) 『吉田新報』 大正10年5月25日付
- (19) 同上 大正10年8月15日付

- (20) 愛媛県内の主要な幼稚園の月額保育料（大正3年3月31日時点）は、私立今治幼稚園135銭、私立野村幼稚園129銭、私立宇和島幼稚園130銭、私立常磐幼稚園135銭、私立松山幼稚園150銭であった（『明治四十五年 大正元年愛媛県統計書』）。
- (21) 『吉田新報』大正10年8月25日付
- (22) 萩 吉康 『三重県幼児教育史』 皇学館大学出版部 昭和63年 43頁
- (23) 上掲 『幼稚園教育百年史』 145頁
- (24) 『吉田新報』 大正14年4月5日付
- (25)～(26) 同上 大正14年2月15日付
- (27) 日本保育学会 『日本幼児保育史 第二巻』 フレーベル館 昭和43年 159頁
- (28) 『吉田新報』 大正15年6月6日付
- (29) 上掲 『愛媛の先覚者 5 村井保固・山下亀三郎』 89頁
- (30) 『吉田新報』 大正12年4月10日付
- (31) 上掲 『愛媛の先覚者 5 村井保固・山下亀三郎』 99頁
- (32) 実際、村井は昭和6年、76歳の時、念願であった福音の流布を吉田を中心に南予一帯で行っている。3週間に53回というハードなものであった。その際、秋吉台の聖者といわれた本間俊平も同行している（同上91頁）。
- (33) 宇和町誌編集委員会 『宇和町誌』 昭和51年 1049頁
- (34) 門田正志 『宇和の歴史探訪』 宇和郷土文化保存会 昭和62年 138頁
- (35) 平木國夫 『清水伴三郎』 三月書房 1989年 30頁
- (36) 同上 19頁
伴三郎の兄静十郎は、県会議員・衆議院議員を務める一方で、種生会社（後の伊予合同銀行の母体のひとつ）社長や卯之町銀行の頭取にも就任するなど、地方政界・財界で活躍した人物である（前掲『愛媛県史 人物』 289－290頁）。
- (37) 同上 23頁
- (38) 同上 25頁
- (39) 同上 27頁
- (40) 同上 28頁
- (41) 末光積は、後に宇和農業学校の3代目校長、その後明治学院大学長になり、さらにキリスト教教育同盟の委員長を長く務めている。末光信三は、東北帝国大学農学部教授を経て同志社大学教授（同志社中学校長兼務）になるが、国粹主義に迫られ同志社女学校長に転じるなどの苦難の道を歩んでいる。後、59歳で牧師の資格を得、戦時下も福音の使徒としての節を貫いた硬骨の人物である。荒川重理は、宇和農業校教頭を経て後、九州帝国大学の教授になっている（梶原清子 『あなたが黙れば石が叫ぶ』 聖恵授産所出版部 1993年 22－23頁、前掲『愛媛県史 人物』 325頁）
- (42) 上掲 『宇和の歴史探訪』 139頁
- (43) 上掲 『宇和町誌』 1050頁
- (44) 上掲 『宇和の歴史探訪記』 140頁
- (45) 同上 139頁
- (46) 教育史編集室 『愛媛県教育史 第二巻』 昭和46年 517頁
- (47) 上甲 滯 『義と愛と 清水伴三郎翁真夫人追慕集』 昭和50年 15頁
- (48) 上掲 『宇和の歴史探訪記』 139頁
- (49) 日本建築学会四国支部 『愛媛の近代洋風建築』 愛媛県教科図書株式会社 昭和58年 112頁
- (50) 上掲 『清水伴三郎』 58頁
- (51) 日本保育学会 『日本幼児保育史 第三巻』 フレーベル館 昭和43年 214頁
- (52) 上掲 『幼稚園教育百年史』 131頁
- (53) 同上 30頁
- (54) 上掲 『清水伴三郎翁真夫人追慕集 義と愛と』 41－42頁
- (55) 上掲 『愛媛の近代洋風建築』 112頁
- (56) 上掲 『宇和の歴史探訪記』 140頁
- (57) 上掲 『愛媛の近代洋風建築』 112頁
- (58) 上掲 『宇和の歴史探訪記』 140頁
- (59)～(60) 上掲 『愛媛の近代洋風建築』 112頁
- (61) 上掲 『義と愛 清水伴三郎翁真夫人追慕集』 74頁
- (62) 同上 63頁
- (63) 梶原清子 『あなたが黙れば石が叫ぶ』 聖恵授産所出版部 1993年 235－236頁

Kindergarten in the early period in Ehime prefecture

— Establishment of Murai kindergarten and Unomachi kindergarten
by the parties concerned with Christianity —

Manabu NOGUCHI

Comparing with elementary school, kindergarten had little opportunity to get the national assistance for its establishment and propagation. In the meantime, there was no pressure which try to disturb the growth of kindergarten intentionally.

Also, unlike elementary school, kindergarten did not undergo the baptism of educational doctrine such as nationalistic or Confucian morals, so they could perform high level liberal education for young children. Under such a circumstance, for those who sincerely hope the release and progress of young children's mind and body, kindergarten was really attractive place, and it was quite natural that their enthusiasm for establishing kindergarten was stimulated. Establishment of Murai kindergarten and Unomachi kindergarten couldn't be indifferent with such a circumstance.

In case of those two kindergarten, Sunday school of Christian church became their foundation. The progress of the Sunday school was closely connected with establishment of the kindergartens. In establishment of those kindergartens, both of them had difficulty in obtaining funds. In case of Murai kindergarten, the fund was somehow provided by charity of Yasutaka Murai who was a local businessman, and in case of Unomachi kindergarten, the fund was provided by investment of such property as forest and land owned by Banzaburo Shimizu who was founder of the kindergarten.

Fortunately, in case of those kindergartens, there were charitable persons who devote themselves to early childhood education both materially and spiritually.

保育者養成における創造的音楽表現活動に関する研究

—— 学生の意識調査を通して ——

小 池 美知子

I 問題と目的

音楽とは、人の感情に深く関わりとともに自己を表出できる表現手段である。加えて、音楽することを身近に感じようとする心そのものが、その人の感性を引き出すといっても過言ではない。筆者は、これまでの研究において「子どもの感性を伸長するには、保育者自身の感性を豊かにすることが肝要である。」と繰り返し述べてきた。これを念頭に、平成11年度「表現」の授業において創造的音楽表現活動を中心とした授業内容を展開させた。本研究は、授業実践を通して、学生の音楽に対する受け止めについて調査研究するものである。

本学学生の音楽に対する問題点は、入試にピアノ実技を課していないことや男子が全体のほぼ半数を占めているため、ほとんどの者が初歩の状態にあり、彼らの多くは音楽に対して苦手意識を抱いているということにある。

平成11年度入学生に対し開講している「表現」以外の音楽関係の授業は、ピアノレッスンⅠ（1年次通年・必修）ピアノレッスンⅡ（2年次通年・選択必修）幼児音楽Ⅰ（1年次通年・必修）幼児音楽Ⅱ（2年次通年・選択）である。これらの中でも特に、ピアノに対し、「苦手である。」と感じていることが彼らの様子からうかがえる。筆者を含むピアノ実技指導者は保育者養成という立場上、現場に通用する実技能力に少しでも早く近づくことを目指した授業内容を展開せざるを得ないのであるが、その内容についてはあくまでも、学生にとって無理のない範囲で、且つ、楽しく学習できるようにを考慮してのことである。しかしながら、学生たちはピアノを弾くことを強いられていると捉えがちである。ピアノを弾くことが、音楽することではないはずであるが、ピアノ＝音楽と思い違いをしている。おそらくこのような意識の元で、感性を育てる教育は成立しにくいであろう。彼らにとって必要とされることは、音楽することを通して音楽を身近に意識し、自己の感性を広げることにつながる音楽活動である。

そこでさらに、「表現」（子供の表現ⅠA：1年前期・必修、子供の表現ⅠB：1年後期・選択必修）では、自由な音楽（動きや音を創作する）を数多く経験すると同時に、授業を通して、学生の音楽に対する意識が、以下のように変容することを目指した。

1. 音楽の受け止めに対する枠が広がる。
2. 主体的に音楽に取り組む意識が育つ。
3. 音楽を通してコミュニケーションを経験する。

上の3項目を目的とし、これらの意識が彼らの感性を助長できる一助になれば、と考えるものである。

Ⅱ 授業内容

平成11年度当初、学科内において、各授業での学習の成果を互いに発表しあう、研究発表会を年度末に開催することが決定した。このため、研究発表を視野に入れ、グループによる作品づくりを多く取り入れる授業を展開した。主だった授業内容は以下に示すとおりである。

子供の表現ⅠA（前期）

- 第1回（H11. 4/14） オリエンテーションを兼ねVTR鑑賞し、感想を記述。
VTR内容は、保育現場での音楽活動場面、授業時の作品発表場面など
- 第2回（H11. 4/21） 新聞紙によるアンサンブル
音楽を付けた絵本「パパお月さまとって！⁽¹⁾」読みを見、音楽をグループで動く。
グループ毎に発表。
* 筆者が保育現場で関わった内容。
- 第3回（H11. 4/28） 二人組みで背中をコンタクトさせ、動く。
手のひらを擦り合わせる音を聴き動く。
- 第4回（H11. 5/12） トライアングルの音の長短の組み合わせで動く。
音高（ハンドサインを見て歌う）
- 第5回（H11. 5/19） 時間・空間・エネルギーの関係を体験する。
- 第6回（H11. 5/26） ブラックキーを使って
ピアノでダイアログする。
トーンチャイム・ピアノ・琴ギターでアンサンブルする。
* 琴ギターは船橋音楽療法研究室・濱谷紀子先生紹介による楽器
- 第7回（H11. 6/2） 呼吸と拍子
スフィアの動きに合わせて呼吸する。
スフィアは国立音楽大学・馬淵明彦先生紹介による教具
拍子を感じながら二人組みでテニスボールを転がす。
- 第8回（H11. 6/9） ロンドをつくる
ミューラー作曲「ロンド」に振り付けをし、グループ毎に発表する。
- 第9回（H11. 6/16） オノマトペ
カラーボードを何かに見立て動作する。
カラーボードの音を声で表現。
スフィアの動きを声で表現。
3グループで、スフィアの動きを3声でアンサンブルする。
* 筆者が保育現場で関わった内容

- 第10回 (H11. 6 /23) } 絵本「ぐやんよやん⁽²⁾」
第11回 (H11. 6 /30) } グループ毎に場面を選び、言葉を唱えながら動く。
グループ毎に発表。
* 筆者が保育現場で関わった内容
- 第12回 (H11. 7 /7) オノマトペ
かえるの声をオノマトペで表現。
スフィアを使い、3種類のかえるの声でアンサンブルする。
「かえるのうた」のケロケロの箇所をメロディーやリズムに捕
われず自由に唱える。
* 筆者が保育現場で関わった内容
- 第13回 (H11. 7 /14) 「かえる⁽³⁾」
動きを伴ったアンサンブルをグループ毎につくり発表する。
* 「かえる」は国立音楽大学・井上恵理先生紹介による楽曲
- 第14回 (H11. 7 /21) ピアノによる即興
動物の動きを捉えた即興演奏方法の学習。
前期授業内容に対する感想を記述。

子供の表現 I B (後期)

- 第1回 (H11. 10 /6) 変拍子を経験する。
- 第2回 (H11. 10 /13) ボディーパーカッション
グループ毎に発表する。
- 第3回 (H11. 10 /20) コンタクト
互いにコンタクトしながらレガート、スタカート、拍子を感じる。
* 筆者が保育現場で関わった内容
- 第4回 (H11. 10 /27) ROCK TRAP⁽⁴⁾
ボディーパーカッションの楽曲をグループ毎に動きを伴いなが
ら演奏し、発表する。
* ROCK TRAPは国立音楽大学・井上恵理先生紹介による楽曲
- 第5回 (H11. 11 /7) 絵本「もしゃもしゃ⁽⁵⁾」
カラー紐を使って動く。
「もしゃもしゃ」を動きで表現。
* 筆者が保育現場で関わった内容
- 第6回 (H11. 11 /24) ブルースノート
ブルースノートを使ったアンサンブルをする。
- 第7回 (H11. 12 /1) 「雨」を即興演奏する。
紙、木、金属の音を使って演奏。
グループ毎に発表。

- 第8回 (H11. 1/12) VTR鑑賞
ボディーパーカッション、アカペラコーラス、コレグラフィー作品鑑賞
- 第9回 (H12. 1/19) } 研究発表のための作品づくり
第10回 (H12. 1/26) } 授業で取り組んだ活動の中で発表したいものを自主選択し、グルー
第11回 (H12. 2/2) } プ毎に、作品づくりに取り組む。
- 研究発表 (H12. 2/5)
- 第12回 (H12. 2/9) 研究発表に対する感想を記述する。絵本に創作した音を付ける。
第13回 (H12. 2/16) 創作した音を付けた絵本読みの発表。

Ⅲ意識調査

上記の授業を通して、学生が音楽をどう捉え、どう取り組み、どう感じたか調査を行い、それらをもとに、目的に掲げた3項目についての意識を探りたいと考えた。2回の調査を行った。1回目は前期最終授業時、2回目は研究発表を終えた直後の授業時である。

1回目調査日；平成11年7月21日

方 法；授業を振り返って、音楽観（音楽をどう捉えるのか）や授業内容に対する感想などを、全て自由記述で回答する。

回答数；40

2回目調査日；平成12年2月9日

方 法；作品発表に関する質問を行う。内容は、作品づくりに対する取り組み方、および発表に対する感想（自由記述も含まれる）。

回答数；37

Ⅳ結 果

1回目、2回目の調査中、音楽観（音楽をどう捉えるか）および授業内容や作品発表を通しての印象・感想について、学生全員の記述を書き留めたものが（表1）である。（表1）では、学生各々の音楽観についての記述、および授業内容・研究発表に対する感想を、前・後期別に作成した。実に多様な内容の記述がなされている。（表1）を音楽をどう捉えるかという観点に沿って集約すると、（表2）となった。

また、2回目調査のうち、グループによる作品づくりへの取り組み方に対する自己評価をまとめたものが、（表3）である（回答数；37）。作品の出来に対する満足度・作品づくりに対する難易度・作品づくりの関わり方に対する自己評価・グループ内における個人の意見の受容に対する自己評価・グループの協調性に対する自己評価の5項目に対し、それぞれ①～④（①が最も評価性が高く、次いで②、③、④の順）で示された番号の中から、いずれか一つを選び回答する方式をとった。（表3）を、①～④の各評価に対する項目別の数値（百分率）によりグラフ化したものが（グラフ1）である。

さらに、グループで取り組んだことに対し、良かった点、悪かった点に関する自由記述をまとめたものが（表4）である。

保育者養成における創造的音楽表現活動に関する研究

表 1

	音楽観について（前期）	音楽観について（後期）	前期授業を通しての感想	研究発表を通しての感想
1	人に聞かせる、人のものを聞く、動作から発生する。	音を出すための動作が舞に思える。	新しいいろいろなことを学べた。	リズムや動作のまとまりの美しさが印象的。
2	いろいろあって素晴らしい。	音にはいろんな長さや音がある。	人前で表現するのが恥ずかしい。	新聞紙
3	音楽は自分の味方。	同じテーマでも違う表現ができる。	絵本を読みながらピアノを弾くのが印象的。	動きに工夫があって面白かった。
4	楽器や歌だけでなく身体を使うことで音楽を大きく捉えられた。	歌うだけでなく音を出す幅が増えた。	身体を使って表現することも音楽だと感じた。	マリオネット：本物が動いているよう。かえる：跳んでいるよう。
5	楽器演奏でない一面が見れ考え方が変わった。	ピアノと違って身体が主体なので楽しい。	みんなが一つになれば最高に楽しい。	同じ作品でもグループによって表現が異なる。
6	経験すればするほど実になる。		実になった。	
7	音楽は身体で表現できる。	音楽の世界が広がった。	恥ずかしがらずに表現することが大切。	どのグループも素晴らしい。
8	曲になっているものが音楽と思っていたが音楽が広がった。	音楽は楽器によるものだけではない。	音楽は身体で表現できると実感した。	他では経験できないもので音を出したり表現したり驚いたが楽しになった。
9	楽器を使うのが音楽と思っていたが様々な音楽を知った。	身体を使って音楽が創れると知り音楽観が広がった。	最初は恥ずかしかったが、いっぱい動いて笑ったら面白くなった。	絵本に関心を持った。
10	音楽は苦手と思っていたが工夫して楽しめる。		絵本に音楽が印象的。	
11	ピアノや他の楽器は嫌いだったが身体で音楽をつくるうちに楽しいと思った。	いろいろな音楽表現ができる。	身体で表現する音楽は初めて、楽しかった。	
12	何でも音楽にしたのは初めてで楽しい。	楽器だけでなく声や紙でも音楽は作れる音楽は奥が深いと思った。	楽しかった。	絵本：本の読み方も上手。
13	感情の入れ方で優しくなったり悲しくなったりいろいろ表現できる。	音にはいろんな感じ方があり悲しくなったり嬉しくなったりする。	みんなで一つのものでつくりあげることは素晴らしい。	絵本が面白かった。
14	音をリズムにのせ動きにすること。	耳とリズムで音楽を捉える。	いろいろな音楽を動きにするのが良かった。	全部の発表が良かった。
15	音楽は聞くものと思っていたが自分で楽しくできるもの。		身体で表現する音楽は楽しい。	
16	音楽は生きていく上でのビタミン。	音楽は身近なもの。	男子の想像力にびっくりした。	絵本が印象的。
17		音楽は誰もが楽しめるもの、身近なもの。		新聞紙、かえるが印象的。
18	今まで何気なく聴いていた音を注意して聴くようになった。	動いて音楽を表現して、完成すると感動した。	身体が動かなかった。	絵本；音楽がつくとこんなに変わることに驚いた。
19	音楽＝ピアノと思っていたが、人も楽器、音の出るものは音楽と思った。	身体でも何でも音の出るものはすべて音楽。	初めは好きじゃなかったが途中からすごく楽しかった。	普段の授業よりすべて良かった。
20	小学校の頃から音楽の授業が嫌いだったが授業を通して音楽が好きになった。	時間や空間を使ってすごいと思った。	「こんな授業もあるんだなあ」と思った。	どのグループも工夫しみんなが協力し出来ていた。
21	音楽は楽器を演奏したり歌ったりすると思っていたが授業を通していろいろなもので表現できることが解った。	音楽は身の回りの物や身体で表すことができるもの。	楽譜に頼らなくても身体を使いながら表現できることはすごいと思った。びっくりされることばかり。	すべて良かった。
22		今まで気にしていなかった日常の些細な音を気にするようになった。音楽に限界はないと思った。		新聞紙；期待をしながら見た。絵本；感心した。

23		素朴な音楽を知った気がする。		新聞紙
24	音楽は人の心を癒してくれる。	同じ音楽でも人によって感じ方が違う。	音楽はやはり楽しい。	新聞紙が良かった。
25	音楽は大嫌いだったがピアノや合唱だけじゃないことが解って面白かった。		音符が読めなくてずっと嫌いだったがピアノがなくて楽しかった。	
26	音楽は人を和ませたり活発にさせたりできる。人は音楽なしに生きていけない。	自分はまだまだこれから。もっと表現を豊かにしたい。	音楽は聞くもので自分がするとは思ってもよらなかったが楽しみ方が分って良かった。	新聞紙のリズムの豊かさに驚いた。
27	頭で聞く音楽でなく身体で感じる音楽もある。	音楽に決まりはない。音楽って何でもありだ。	即興で何かを作ることは難しかった。戸惑った。	新聞紙で音楽出来るなんて素晴らしい。
28	音楽は美しい。	音楽は美しい。	表現や教育法を勉強した。	新聞紙のリズム。
29	音楽は自分の思ったとおりにするもの。	音楽の表現は楽器だけではなくと思った。	次々と何か新しいことが始まるので楽しく出来た。音楽は楽しい。	ボディーパーカッションとかえる。
30	音楽とはエネルギー源。授業を通し、音楽を聞きながら身体を動かすようになった。		とても楽しかった。またやりたいと思った。	
31	音楽は楽しむものと考えていたが考えることばかりで音楽のイメージが変わってきた。		自分の言いたいことを伝えるという点ですごく大切な授業だと思う。	
32	音楽は合唱、演奏、鑑賞するものと思っていたが、動いて身体全体で表現することも大切と知った。	音楽を身体で表現するという発想に驚いた。実際にしてみると簡単に楽しくでき良かった。	グループで協力し作品を作ったことが印象深い。音楽でコミュニケーションが取れることを知り音楽の力はすごいと思った。	息の合った発表を見て感心した。
33	音楽は心の話相手。	自分を音楽で表現する力がまだまだなのでいろいろ音楽を作りたい。	かえるの作品づくりが大変だったが楽しかった。	ボディーパーカッション；一人一人が生き生きして見えて楽しかった。
34	音楽は聞く、歌う、ピアノを弾くこと。音楽を動かして表現することはとても難しい。	身近なもので音楽を表現することはとても難しいが楽しくできた。	音楽を使っている表現できるのでびっくりした。授業はとても難しい。	すべてのグループが工夫をして伝えたいことが伝わっていた。
35	音楽は耳に聞こえるものと感じていたが目で見えたものも、身体を使っても音楽になる。	CDやテレビで聞くものだけが音楽ではなくいろいろ作れる。	自分たちで音楽に振りをつけることに戸惑ったが実際にしてみるととても楽しく印象深いものになった。	すべて素晴らしいかった。
36	音楽はなくてはならないもの。	楽器を使わずに身体を使ってすごい音楽が出来ると思った。	創作が最も印象に残った。楽しく恥ずかしく変な感じ。	かえる；言葉であんな風に来るのはすごいと思った。
37	人が交流を深める一つの手段。	音楽は常に身の回りにある。	表現することは思ったより難しかった。	
38		人前で発表することは楽しい。		発表の時は楽しく見れた。
39	音楽は常に生活の中に存在している。	音を身体で表現することは重要・生活の中に絶対ある。	毎時間楽しくできた。	発表の場で個々人の姿が表れているのが印象的。
40	音楽は聞くだけと思っていたがこんなにもいろいろ表現できるものと思った。	楽器じゃなくても何でも音楽ができる。楽器以外のほうが想像でき身体で表現でき音色を自分色にできる。	身体で表現するのは難しいが作品が完成したときは嬉しい。非協力的な人が一人でもいると前に進めない。	新聞の音が良かった。新聞紙でも音楽になるのはすごい。
41	音楽でいろいろな表現ができる。		難しかったがいくらでも音楽は作れる。	
42	音楽は聞くだけだったが、踊ったり即興で作ったりと音楽の深さを知った。		作品を作るとき苦労したが想像力で頑張った。	
43	音楽は楽しい。	音楽は幅が広い。	みんなで協力して作品を作ることが楽しくできた。	どのグループも素晴らしい。
44	音楽は聴いたり歌ったりするものと思っていたが身体で表現できることに気づいた。	一つの音がつながって音楽になる。	一枚のボードでも表現の仕方が人により違って面白い。	新聞のグループが良かった。いろんな音が出ていた。

表 2

第 1 回 目 調 査 (H11 7/21)			
音 楽 観 に つ い て (回答数40)		授業内容に対する印象・感想 (回答数40)	
音楽の枠を大きく捉えるようになった	16	音楽は身体で表現できる、身体で表現できる音楽は楽しい	7
音楽はなくてはならないもの、人の心を癒すもの	9	グループで一つのを作り上げることは素晴らしい (楽しい)	5
音楽は嫌いだったが楽しいと思うようになった	4	作品づくりは大変だったけど楽しく印象深い	5
音楽は素晴らしい (楽しい) もの	3	楽しい	4
音楽は人との交流を深める手段	1	表現することに戸惑った (難しかった)	3
音楽は人に聞かせ、人のを聞き、動きから生れるもの	1	はじめは恥ずかしかったが面白くなった	2
周囲の音を注意して聴くようになった	1	新しいことが学べて有意義で楽しかった	2
経験するほど実になるもの	1	絵本に音楽をつけたのが印象的	2
音をリズムにのせ動きにする	1	人前で表現するのが恥ずかしい	1
音楽は自分の思ったとおりにするもの	1	恥ずかしがらないことが大切	1
音楽は考えることばかりでイメージが変わった	1	人によって表現のしかたが違って面白い	1
音楽は聞く・歌う・弾くこと。動きで表現することはとても難しい。	1	「こんな授業もあるんだなあ」と思った	1
		ピアノがなくて楽しかった	1
		自分の言いたいことを伝える点で大切な授業	1
		表現や教育法を勉強したい	1
		身体が動かなかった	1
		男子の想像力にびっくりした	1
		実になった	1
第 2 回 目 調 査 (H12 2/9)			
音 楽 観 に つ い て (回答数37)		作品発表に対する印象・感想 (回答数37)	
音楽の世界が広がった (音楽って何でもありだ)	18	新聞紙の発表が印象的	11
音楽は身近なもの	4	絵本	6
音楽は楽しいもの	3	「かえる」	4
音楽はいろいろな感じ方ができるもの	2	ボディーパーカッション	2
もっと表現を豊かにしたい	2	マリオンネット	1
音を出すための動きは舞のよう	1	ロック トラップ	1
耳とリズムで音楽を捉える	1	全ての発表が良かった	8
動いて表現し完成したとき感動した	1	そ の 他 の 感 想	
音楽を表現することはとても難しい	1		
ひとつの音がつながって音楽になる	1	リズム・動作のまとまりの美しさが印象的	
素朴な音楽を知った	1	同じ作品でもグループにより表現が異なる	
同じテーマで、それぞれ違う	1	他では経験できないもので音を出したり表現したり驚いたが楽しみとなった	
人前で発表する とは楽しい	1	全てのグループが工夫し伝えたいことが伝わっていた	
		発表が楽しく見れた	
		発表の場で個人個人の姿が出ているのが印象的	

(表2)より、音楽観(音楽をどう捉えるか)について、前期は40%(40人中16回答)、後期は約49%(37人中18回答)が「音楽の幅が広がった」と記述し、授業に対する感想(前期)では、感じ方は様々であるが、65%(40人中26回答)が「楽しい」と記述している。

表 3

回答数37

作品の出来に①大変満足できた	13人
対する満足度②かなり満足できた	18
③あまり満足できなかった	6
④まったく満足できなかった	0
作品づくりに①とても簡単	1人
対する難易度②まあまあ簡単	6
③少し難しい	19
④かなり難しい	11
作品づくりの①積極的	17人
関わり方に対する②やや積極的	14
する自己評価③やや消極的	6
④消極的	0
個人の意見の①尊重された	20人
受容に対する②まあまあ尊重された	16
自己評価 ③あまり尊重されない	1
④全く尊重されない	0
グループの協①全員の意見を尊重できた	19人
調性に対する②リーダー的な人がいたが	
自己評価 全員の合意で取り組んだ	14
③特定の人がリーダーとなり	
強引に引っ張った	3
④誰からも意見が出ず	
停滞状態が続いた	1

グラフ 1 作品づくりへの取り組み方に対する自己評価

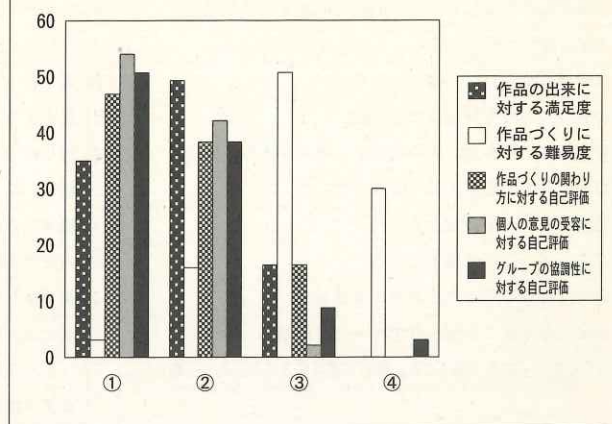


表 4

良かった点	人	悪かった点	人
たくさん意見が出た	11	意見のまとまらない時があった	6
みんなで協力できた	9	練習の時間が合わなかった	6
チームワークが生まれた	6	練習不足だった	5
人間関係が良かった	4	雑談が多かった	4
一人ではできないことが出来た	4	やや人任せになった時がある	3
積極的に取り組めた	3	一人でも間違えると演奏がバラバラになる	3
自分の意見が言えた	1	最初はスムーズにアイデアが出なかった	2
		取りかかりが遅かった	2
		自分一人ではないので大変だった	1
		たくさん出た意見を全て取り入れられなかった	1

(表 3) より、回答が多く集まったものを項目別に示すと、作品の出来に対する満足度では、①大変満足できた②かなり満足できたを合わせると、84% (37人中31人) が「満足できた」と感じ、作品づくりに対する難易度では、③少し難しい④かなり難しいを合わせると、81% (37人中30人) が「難しい」と感じている。また、作品づくりの関わり方に対する自己評価では、①積極的②やや積極的を合わせ、84% (37人中31人) が「積極的に関わった」と評価し、個人の意見の受容に対する自己評価では、①尊重された②まあまあ尊重されたを合わせ、97% (37人中36人) が「自分の意見が尊重された」とし、グループの協調性に対する自己評価では、①全員の意見を尊重できた②リーダー的な人がいたが全員の合意で取り組んだを合わせると、89% (37人中33人) が「全員の合意で取り組んだ」と評価している。さらに (グラフ 1) を見ると、作品づくりに対する難易度以外の 4 項目については、①、②と高順位に回答が集まっているのに対し、作品づくりに対する難易度の

みが③、④の低順位に集中していることがわかる。

(表4)より、良かった点、悪かった点ともに様々な記述内容が見られる。良かった点では、(表3)の結果を反映するような記述(たくさん意見が出た、みんなで協力できた、チームワークが生れた)が多く見られ、悪かった点では、グループで取り組むことの難しさについての記述が多く見られた。

V 考 察

目的に掲げた三つの項目に沿って考察を進める。

1. 音楽の受け止めに対する枠が広がる。

(表2)結果、「音楽の幅が広がった。」に集約される記述の中で、特筆すべき記述を(表1)から拾い上げてみると、まず、No. 4, 5, 8, 9, 12, 19, 21, 29, 32, 36, 40, 44の学生に共通する「音楽はピアノなどの楽器や歌演奏だけではない。」との受け止めについてである。やはり学生の多くは、ピアノ＝音楽と捉えがちであったことがわかる。しかし、授業で身体の動きや身体の音、声、身の回りにある身近な物などで音楽する経験を通して、しだいに音楽する自由さとはどういったことかを肌で感じたのであろう。このことは、No. 27の学生の記述「音楽に決まりはない。音楽って何でもありだ。」に要約されていると感じる。これら、「音楽の幅が広がった。」以外の記述の中にも、音楽に対し、前向きな捉え方をした記述が多く見られた。No. 13「音にはいろんな感じ方があり悲しくなったり嬉しくなったりする。」や、No. 18「今まで何気なく聞いていた音を注意して聴くようになった。」、No. 22「今まで気にしていなかった日常の些細な音を気にするようになった。」や、No. 27「頭で聞く音楽でなく身体で感じる音楽もある。」などである。この他で、とりわけ注目すべき記述に、No. 10, 11, 20, 25の「音楽は嫌いだったが楽しいと思うようになった。」(40人中4回答; 10%)がある。10%もの学生が「音楽が嫌い」とは俄かに信じられない現象であるが、授業を通して、「音楽は楽しい」と感じるようになったことについて、大変喜ばしいと感じている。

2. 主体的に音楽に取り組む意識が育つ。

研究発表作品は、すでに授業で取り組みグループ発表したものの中から再度、自主選択し直したものであった。このためグループの顔ぶれも以前とは異なった。学生にとって、一度は経験済みの活動であるため、全くの白紙状態ではないものの、構成メンバーが変われば作品の中身も当然違ってくる。何もないところから音楽をかたちある作品として立ち上げる作業は、音楽を専門とする者にとっても大変難しいことである。その難題にどのように取り組んだのか、その取り組み方に関する意識調査(表3)、(グラフ1)の結果および(表4)の良かった点に関する記述をまとめると、以下のように読み取れる。「作品づくりは難しかったが、グループ内で互いの意見を尊重しながら協力し、積極的に活動に取り組んだ。その結果、満足のいく作品ができた。」さらに(表4)の悪かった点に関する記述「練習の時間が合わなかった。」「練習不足だった。」からも、授業外の練習を強いてないにもかかわらず、放課後など空き時間を利用して自主的に取り組んだ状況が見て取れる。これらより、マーセルの音楽的自主性の発達に関する論⁽⁶⁾で述べられているように、学生が主体的に作品づくりに取り組み、その自主的な音楽表現が表現効果を高め、自己の

満足を促した様子がはっきりとうかがえた。

3. 音楽を通してコミュニケーションを経験する。

作品発表に向け、グループの構成メンバー同士がお互いにどう関わり合ったのか（グループ間のコミュニケーション）について、さらにより具体的な手がかりを得るために、（表4）に示される自由記述方式の質問を行った。（表4）より推察すると、「最初は雑談が多かったり、スムーズにアイデアが出ないこともあり、取りかかりが遅かった。意見がまとまらなかったり、やや人任せになったりもしたが、結果的には、たくさん意見が出、みんなで協力ができた。チームワークが生まれ、互いの人間関係が良くなった。その結果、一人では成しえないことができた。」と、このようにいえるだろう。グループ活動の難しさに直面しながらも互いに試行錯誤し、前向きに一つの作品を創り上げることに一致団結して取り組んだ様子がうかがえる。グループによる音楽の演奏（アンサンブル）には、音楽を他の人々と共に演奏することで、共通の時間を共に楽しむという社会的な醍醐味がある。今回の音楽活動は、既成の楽曲に頼る演奏ではない。動きや音をグループのメンバー全員の協力で創作し、それに加えてアンサンブルするといった表現することを中心とする活動であった。お互いのコミュニケーションを抜きにしての完成はあり得ない。音楽活動を通して、学生たちがコミュニケーションの大切さを実感できたといえる。

上述により、1. 2. 3. の3項目共に、学生の意識に変容があることが認められた。

さらに付言すると、学生が研究発表会を通して達成感を得た理由の一つに、音楽の演奏に際して欠くことのできない要素があげられる。それは、演奏者を見守る聴衆の存在である。研究発表会における聴衆の構成は、幼児教育学科全学生、教員、保護者であった。聴衆は発表に対して、一様に好意的に見守る姿勢をとっていた。特に学生（2年生も1年次に、ほぼ同様の授業経験をしている）に限っては、共同の経験を踏まえているためか、自分たちのグループ以外の発表にも演奏者と同じ立場で演奏を聴く積極的な態度が見られた。このことは、（表2）第2回目調査：作品発表に対する印象・感想からも明らかである。特定の発表について「印象的だった。」との記述もあるが、「全ての発表が良かった。」と記述しているものも多い。

「グループで取り組む創作を中心とした音楽表現活動を行う。」に重ね「聴衆を前にして演奏する。」という社会的機会を通じて、これらの活動が学生の感性を助長するための1アプローチに成り得たと感じる。加えて、学生が主体となる指導者主導型でない授業を展開させたことにより、筆者と学生との心理的距離が近くなったと実感するものである。

VI まとめ

「子どもの感性を伸長させるには、保育者自身の感性を豊かにすることが肝要である。」これを念頭に、創造的音楽表現活動を中心とした「表現」の授業を展開し、授業実践を通して、学生の音楽に対する受け止めについて意識調査を行った。

本学学生の多くは音楽に対し苦手意識を抱いており、そのような意識の下では、音楽経験を通して彼らの感性を広げることは難しいと考えられる。そこで、彼らの感性の広がりにつながるように、1. 音楽の受け止めに対する枠が広がる。2. 主体的に音楽に取り組

む意識が育つ。3. 音楽を通してコミュニケーションを経験する。この3項目を目的に掲げ、自由な音楽（動きや音を創作する）を経験する「表現」の授業を展開した。上の3項目に対する意識を探るため調査を実施し、検討したところ、3項目共に筆者の意とする知見を得ることができた。

しかしながら、学生自身の感性の広がりには多少は貢献でき得たとの思いはあるものの、保育者として望ましいレベルの感性を確かに持ち得たかどうかはまだ未知数である。今後は、学外実習の現場で、あるいは保育現場で、真に実践に生かされる授業内容について、さらに検討を重ねていく所存である。

本論文は、全国大学音楽教育学会・第16回米子大会においての研究発表に加筆を施したものである。

参考文献

- 1) エリック=カール著 『パパ、お月さまとって!』 偕成社
- 2) 長谷川摂子著 ながさわまさこ絵 『ぐやんよやん』 福音館書店 1999
- 3) 中地雅之曲 谷川俊太郎詩 『ことば・あそび・うた』 日本ショット 1994 p.46
- 4) William J. Schinstine 作曲『ROCK TRAP』
- 5) 中村牧江著 林建造絵 『もしやもしや』 福音館書店 1998
- 6) ジェームス・L・マーセル著 三田訳 『音楽的成長のための教育』 音楽之友社 1971 p.176~196

「音楽的自主性とは、学習者の、みずからの意思で音楽活動を試みようとする願望と能力を意味する。……学習者自身の自由な選択による音楽活動を通してこそ、音楽的な人間が育つ。もともと音楽というものは、有効な、楽しい自発的な活動を促すもの。……一人一人の子どもが感じたり、考えたことが、先生によってとりあげられるような教育の場を用意することのほうが、子どもにとっては、はるかに大事なのである。自主的な音楽表現が、不思議に、表現効果を高める。……一般の音楽教育の欠点の一つは、学習者を慣習的な型にはめ込み、彼らの音楽的自主性、個性、自信を喪失させてしまうことである。」

短期大学生による高齢者の服装評価

—— 学生の意識・イメージ調査から ——

伊 藤 敏 乃

1. 緒論

我々は、服装によって、身体を自然環境から保護するだけでなく、自己を表現したり、周囲の人と良好な関係を築いている。自己評価と服装観の間に、いくつかの関連があり、自己を誠実性が高いと思う人は、実用性が高く着心地の良さを重視しており、友好的で明朗な人、または活動的で意欲的な人は、おしゃれの志向が高い¹⁾ということが明らかにされている。他者、特に初めての人に出会ったとき、我々は相手を相貌、服装で判断し、また最初に他者より情緒的に強い衝撃を受けた印象はその後に第一印象として残る²⁾ことがあるといわれている。

一般に、高齢者の服装を地味というイメージでとらえがちであるが、鮎田らによる高齢者の着装意識と生活意識の関連研究³⁾では、高齢者は自分らしさや個性的な服装を楽しむ意識が高く、ファッションについて積極的であり、生活意識も積極的であったことを明らかにしている。一般に高齢者とは65歳以上の人をさすが、年齢的にも幅がある。人は年齢を重ねるごとに肉体的に衰え予備力が低下し、受動的、消極的な心理状態となり、自己中心的、内向的などの人格特性があらわれる⁴⁾こともあるが、身体的、精神的には個人差が大きい。高齢者の肉体的、心理的特性を知ることは、高齢者と接していくうえで必要なことである。

65歳以上の者のいる世帯数の推移⁵⁾をみると、昭和56年は高齢者単独世帯は8.6%、三世代世帯は54.4%であったが、平成11年では単独世帯は18.2%、三世代世帯は27.3%となり、三世代同居が減り、高齢者の単独世帯が増えている。三世代世帯では高齢者と同居し、高齢者のもつ身体的、心理的特徴を理解することが、日常生活の中で可能であった。しかし現在の社会環境では、高齢者と若者の交流の場が少なく、若者が高齢者の身体的、心理的状态を理解することが難しく、服装、相貌から受ける第一印象が、後の人間関係を左右することになると思われる。

本研究は、短期大学生が高齢者の服装にどのような印象をもっているかを、学生の服装意識と比較し、明らかにすることを意図したものである。服装意識は高齢者が着装行動で意識している項目⁶⁾を参考に、服装イメージ項目は高齢者の服装に対する印象分析研究⁶⁾を参考にする。各々の項目について、学生がどう評価しているかを調査し、学生が高齢者の服装評価の中で社会性、着心地をどのようにとらえているか探ることとする。

タオル産地である今治においては、タオル地を、介護用品に活用し、着る人にとっては着心地が良く、介護する側からは使いやすい製品を販売している。学生の介護用製品に対する関心も合わせて探ってみる。

2. 研究方法

調査対象 今治市に位置する短期大学の学生 男子52名 女子82名 合計134名

質問方法 質問紙により調査し、その場で回収した。

調査期間 平成12年7月

調査内容 学生の生活・着衣意識について18項目、学生の高齢者の服装評価7項目、学生の高齢者の服装イメージ15項目、学生が高齢者になったときに着用したい服装のイメージ15項目、介護タオルに関する5項目である。

各々の項目に対し、4段階で評価を得て、4～1の評点を与え資料とした。結果を単純集計、クロス集計で分析し、有意性を明確にするため検定をおこなった。

3. 結果及び考察

(1) 調査対象者の属性

回答者の属性を年齢、住居形態、出身地別に示すと表1となる。今回の分析対象は20才代以下の学生とする。住居形態は自宅が多く、ついでアパート、寮、下宿の順である。出身地は、今治市をはじめ愛媛県が全体の95.5%である。

高齢者との同居の有無について示すと表2となる。通学のため独立しているものは帰郷時の家族構成で示す。本学生のうち高齢者と同居しているものは半数弱である。

表1 調査対象の属性

		人〔%〕		
	区分	全体 134	男子 52	女子 82
年 齢	18歳	42 [31.3]	13 [25.0]	29 [35.4]
	19歳	59 [44.1]	25 [48.1]	34 [41.5]
	20歳	20 [14.9]	9 [17.3]	11 [13.4]
	21歳	1 [0.8]	0 [0.0]	1 [1.2]
	21歳以上	12 [8.9]	5 [9.6]	7 [8.5]
住居形態	自宅	85 [63.4]	31 [59.6]	54 [65.9]
	寮	15 [11.2]	0 [0.0]	15 [18.3]
	下宿	6 [4.5]	3 [5.8]	3 [3.6]
	アパート	28 [20.9]	18 [34.6]	10 [12.2]
出 身 地	今治市	35 [26.2]	9 [17.3]	27 [32.9]
	越智郡	15 [11.3]	3 [5.8]	12 [14.7]
	愛媛県（上記以外）	77 [57.9]	40 [76.9]	37 [45.1]
	四国地方（上記以外）	5 [3.8]	0 [0.0]	5 [6.1]
	その他	1 [0.7]	0 [0.0]	1 [1.2]

表2 高齢者との同居の有無

		人〔%〕		
同居の有無	住居形態	全 体	男子	女子
有 58 [43.3]	自宅	34 [25.4]	11	23
	自宅外	24 [17.9]	14	10
無 70 [52.2]	自宅	50 [37.3]	20	30
	自宅外	20 [14.9]	5	15
無回答 6 [4.5]	自宅	1 [0.8]	0	1
	自宅外	5 [3.7]	2	3

(2) 生活に関する意識

学生の現在の生活に関する意識をみるため、8項目に対する評価を得て、男女別平均値、男女間の有意差を求めると図1になる。

各々の項目において男女間の有意差は認められない。

男女とも友人、仲間とのつきあいは多く、人とコミュニケーションをとることが好きであり、他人からどのように思われているかを気にしている。また自分がどのような人間であるかを自覚しようと努めている。世の中の動きに興味がある。高齢者福祉について関心がある。将来、高齢者福祉に関わる仕事に就きたいと思っている学生も多い。

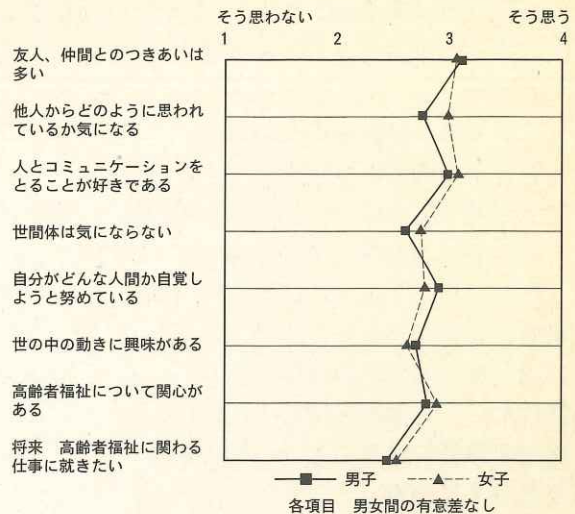


図1 学生の生活意識 (男女別)

(3) 服装に関する意識

学生の服装意識を探るため、10項目の評価をおこない、結果を図2に示す。

男子は着心地の良いものを着用し、時間、場所、目的にあった服装をしているが、流行の衣服に関心が薄く、衣服の着用を楽しむまでにはいたっていない。男、女らしい服装をしようとする意識は男子のほうが高い。女子も男子同様、着心地の良い服装をして、時間、場所、目的にあった衣服を着用し、流行の衣服を着用することの関心も薄い。おしゃれをすることを楽しみ、自分の容姿を気することは女子の意識が高い。

男女間の有意差はすべての項目で見られる。とくに男女差が大きいのはおしゃれをすることを楽しむ、衣服の着用を楽しむ、着心地の良いものを着用する、自分の容姿を気にすることである。男子が優位の項目は男、(女)らしい服装をするのみである。

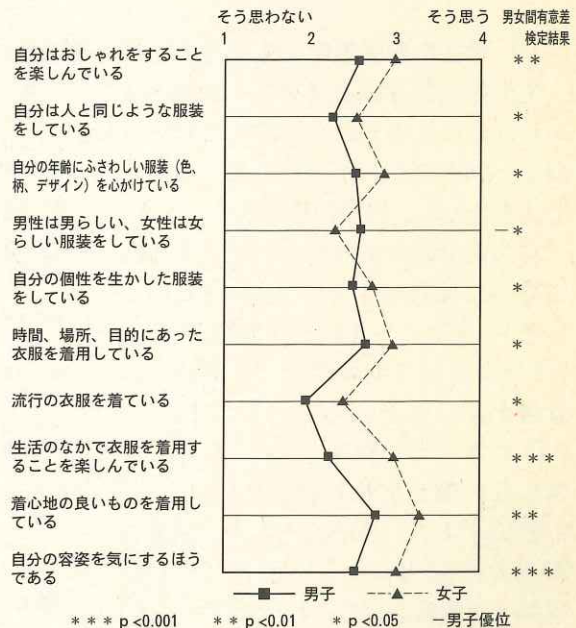


図2 学生の服装意識 (男女別)

女子のほうが男子に比べ衣服を着用することに興味をもっている。多少の差はあるものの、男女とも着心地、T.P.O.を重視した服装をし、流行の衣服には関心が薄く、他人と同じような服装をすることを望んでいない。

(4) 学生の高齢者の服装評価

学生が高齢者の服装を、どのようにとらえているかについて7項目で評価をおこない、結果を図3に示す。

男女ともに学生は、高齢者が時間、場所、目的にあわせ、年齢にふさわしい服装を着用し、男性は男らしい、女性は女らしい服装をしているととらえ、流行の服装をすることへの関心が薄いととらえている。

男女間評価の差は、高齢者がおしゃれをすることを楽しんでいる、年齢にふさわしい服装をしているで認められるものの、男女ともに高齢者が服装の持つ社会性を重視して衣服を着用しているととらえている。

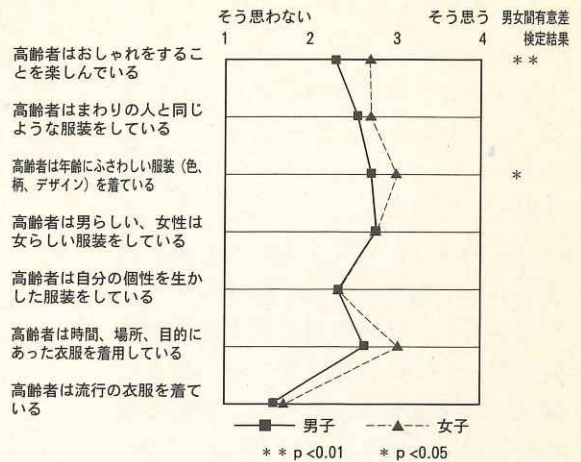


図3 学生の高齢者服装意識 (男女別)

(5) 学生の服装意識と高齢者の服装評価の比較

学生の服装意識と高齢者の服装評価から両者の差異を明らかにするため、図2と図3で示した項目の中から同じ項目を比較し、検定結果を図4に示す。

学生自身の評価の高いのは「T.P.O.にあった服装をする」「おしゃれを楽しむ」「年齢にふさわしい服装を着る」「自分の個性を生かす」で、高齢者の意識が高いととらえているのは、「T.P.O.にあった服装をする」「年齢にふさわしい服装を着る」「男(女)らしい服装をする」の項目である。両者の有意差が認められないのは「T.P.O.にあった服装をする」ことのみである。学生は高齢者に比べ、おしゃれを楽しむ、自分の個性を生かし、性差にこだわらない服装をし、流行の服装を取り入れている。高齢者に比べ自分は、個人を重んじ、楽しんだ服装をし、高齢者は自分たちに比べ、まわりに同調し、社会的な服装規範に合った服装をしているととらえている。

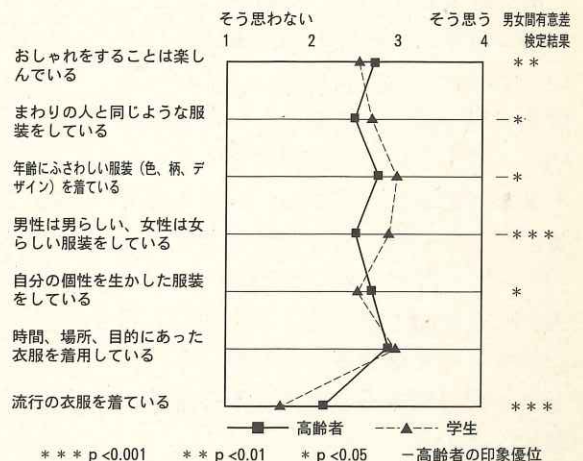


図4 学生の服装意識と高齢者の服装評価の比較

(6) 学生からみた高齢者の服装のイメージ

① 全体状況

学生が高齢者の服装に対してどのようなイメージをもっているかについて、A、B二つの相反した15のイメージ項目のどちらに近いかについて4段階尺度で問い、男女別に示したのが図5である。

男女とも高齢者の服装に心地よい・控えめな・古典的な・素朴な・年寄りらしい・地味な・平凡な・上品なというイメージをもっており、静的で、成熟しているのとらえている。男女の差異は、男子は女子よりも大人っぽく、窮屈をとらえ、女子は男子よりも可愛く、心地よい服装をとらえていることである。

② 年寄りらしい・若々しいとする2群間比較

学生が高齢者の服装を年寄りらしい・若々しいと感じるイメージと他の項目との関連を探索するため、全体を年寄りらしい(105人)・若々しい(29人)の2群に分け、他の14項目との関係を平均値で示し、2群間の有意差検定結果を図6に示す。

高齢者の服装を若々しいと評価する群は上品で、活動的で、明るいイメージをもち、年寄りらしいと評価する群は暗く、平凡で、地味で、安いイメージをもっている。残りの7項目で、両群とも高齢者の服装を柔らかく、素朴で、心地よく、古典的で、控えめなイメージでとらえている。

(7) 学生が高齢者になったとき着たい服装のイメージ

学生が高齢者になったとき着たい服装のイメージの評価を(5)と同様の方法

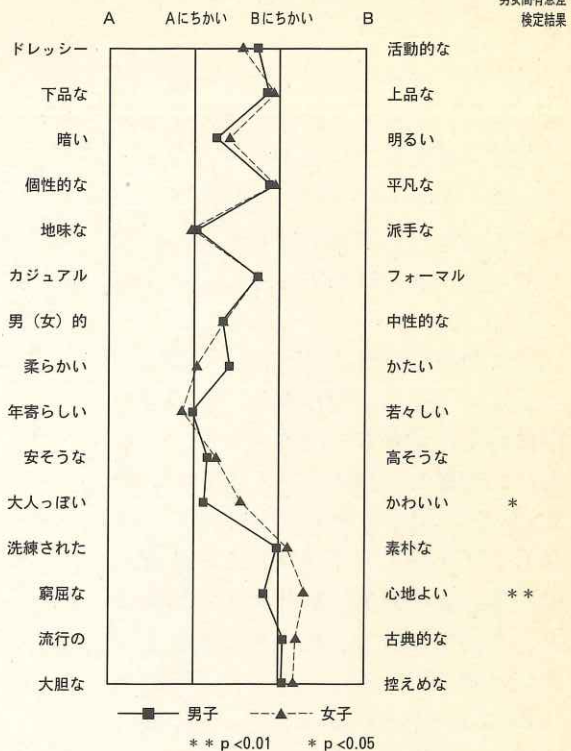


図5 高齢者の服装のイメージ(男女別)

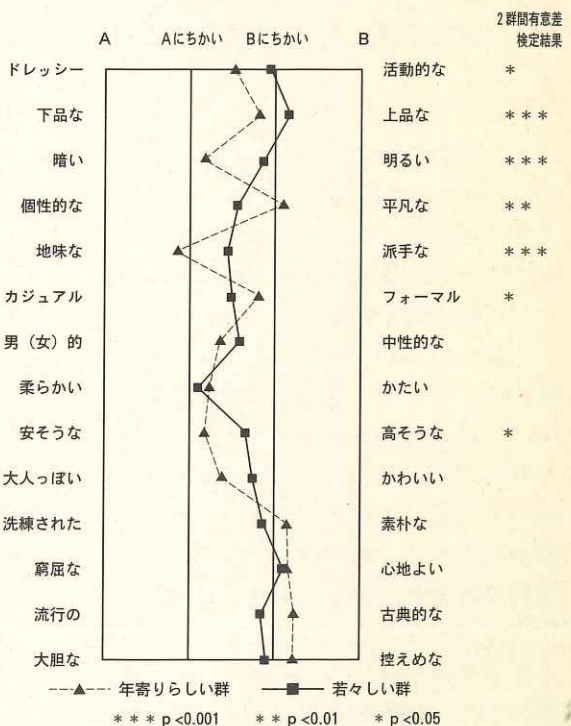


図6 年寄りらしい・若々しい群別高齢者の服装イメージ

でおこない、男女別に示すと図7になる。

男女別にみると、いくつかの項目において得点差はあるが、全体傾向としてはよく似たイメージをもち、心地よく、柔らかく、明るく、活動的で、上品で、若々しい衣服を着用したいと望んでいる。女子は男子に比べ、イメージ評価が高い。

男女間の有意差は、かたいー柔かい、上品なー下品な、男性（女性）的ー中性的な、素朴なー洗練された、心地よいー窮屈な、控えめなー大胆なで認められる。男子は女子に比べ、男（女）らしいイメージの服装をしたいと望んでいる。女子は男子に比べ着心地がよく、上品で素朴で、控えめな服装をしたいと望んでいる。

各項目の得点差はあるものの全般的に、男女ともに将来着たい服装についてよく似たイメージをもっており、男女間の服装意識に大きな差がないといえる。

(8) 服装のイメージの比較

学生がもつ高齢者の服装イメージと、学生が高齢者になったとき着たい服装のイメージの比較をおこなうため、図6の高齢者の服装のイメージの全体値と、図7の高齢者になったとき着たい服装のイメージの全体値の比較をおこない、結果を図8に示す。

男性（女性）的ー中性的な、大人っぽいー可愛いでは、両者のイメージに差がみられず、評点は中間である。13項目で有意差が認められる。両者間で特にイメージの違いが大きいのは、明るさ、年寄りらしさ、活動性、流行性、柔らかさ、個性的なである。学生は将来、現在の高齢者の服装に比べ、活動

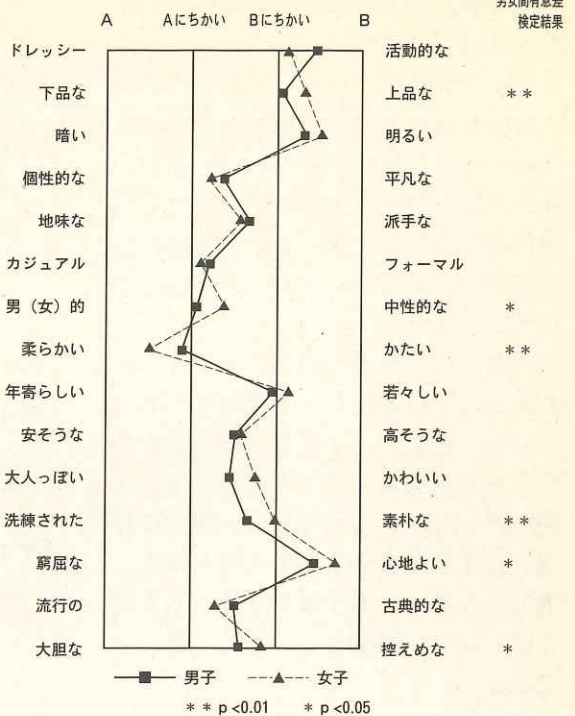


図7 高齢者になったとき着たい服装のイメージ (男女別)

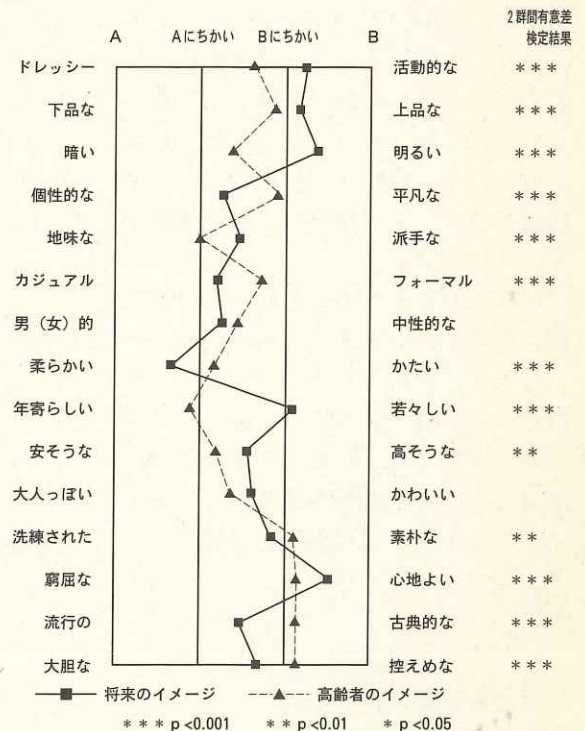


図8 服装のイメージの比較

的で、上品で、明るく、个性的で、派手で、カジュアルで、かたく、若々しく、高そうで、洗練された、心地よい、流行を取り入れ、大胆な服装をしたいと思っている。

図6で示した年寄りらしい・若々しい服装2群の比較と、図8の服装のイメージの比較をあわせてみると、学生が若々しいと評価した高齢者の服装は、上品で、活動的で、明るいイメージであり、学生が将来着たい服装のイメージと共通点がある。高齢者の服装を若々しいと評価した学生は、現在の高齢者の服装と将来の自分の服装とに、よく似たイメージを持っている。

(9) 介護用タオル

学生の介護用タオルに対する認識、関心について(5項目)の結果を図9に示す。男女ともに介護用タオル、販売場所を知らないが、必要があれば使ってみようとし、必要な人に勧めてみたいという意識を持っている。男女間の有意差は認められず、男女ともに介護用タオルに関して同じような意識をもっている。

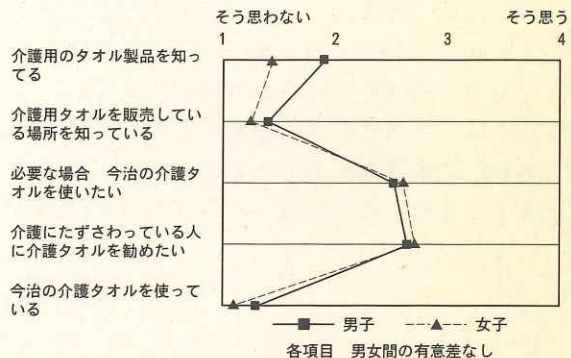


図9 介護用タオルについての意識(男女別)

4. 要約・結論

短期大学生が、高齢者の服装を、自分自身の服装意識との比較を通して、どのようにとらえているかを知ることが目的とした。結果は次のとおりである。

1. 学生の生活意識は男女ともに友人との関係を大切に、自己意識が高く、高齢者福祉についても関心がある。服装意識は男女ともに、着心地を重要とし、T.P.O.にあった服装をし、衣服を着ることを楽しんでいる。女子は男子に比べ服装に興味をもち、楽しんで衣服と交わろうとしている。

2. 学生は高齢者の服装について、T.P.O.や年齢にふさわしい社会性を重んじた服装をしているととらえている。

3. 学生の服装意識と高齢者の服装評価との比較では、学生は自分たちを個性を重んじ、衣服を着用することを楽しんでいると評価し、高齢者を社会的な服装規範や、着心地を重視した服装をしていると評価している。

4. 学生は高齢者の服装に実質的で、おとなしく、平凡なイメージをもっている。高齢者の服装を若々しい・年寄りらしいと判断する基準は、上品さ、明るさ、地味さ、平凡さによってである。

5. 学生は高齢者になったとき、着心地が良く、明るく、活動的で、若々しいイメージの服装をしたいと望んでいる。

6. 学生が高齢者の服装にもつイメージと、高齢者になったとき着たい服装のイメージには差が認められる。学生が着たい服装イメージは、高齢者の服装より明るく、活動的で、

若々しく、個性的で、より柔らかい服装である。

7. 介護用タオルはまだ充分知らておらず、介護の必要性が生じたとき使ってみようという意識である。

学生は自分も高齢者も同様に、社会的な服装規範を重視し、着心地を大切にしているととらえ、さらに自分は高齢者よりも個性を重んじ、おしゃれを楽しんでいるととらえている。調査対象の学生及び若年層⁷⁾の高齢者の服装にたいする評価は、ともに地味で、年寄りらしいイメージであるが、高齢者の自己の服装にたいする評価は⁷⁾、明るく、上品で、心地よいイメージをもっている。鮎田ら⁸⁾も高齢者の服装意識の高さを明らかにしている。高齢者自身の評価と、学生の高齢者の服装評価とには、意識の差がある。しかし細かく分析すれば、本学生の約2割は高齢者の服装を高齢者自身の評価と同様にとらえており、服装に現れる高齢者の意識を理解しているといえる。学生の高齢者に対する正しい理解を深めるには、さらに両者の意識の差をうめていくことが必要である。

終わりに本研究をまとめるにあたり、諸先生方から御助言、御協力を賜り深く感謝いたします。また、質問紙調査にご協力いただいた学生の皆様に深く感謝いたします。

引用文献

- 1) 日本繊維機械学会 被服心理学 日本繊維学会 29~52
- 2) 高木修 被服と化粧の社会心理学 北大路書房 102~120
- 3) 鮎田崎子 岡田奈美 高齢者の着装意識と生活意識の関連 愛媛大学教育学部紀要 第1部 教育科学 第46巻 第2号 (2000)
- 4) 中島義明 神山進 まとう 被服行動の心理学 朝倉書店 173~187
- 5) 平成11年国民生活基礎調査の概況 厚生省の指標 第47巻6号 (2000)
- 6) 詠節子 松平光男 高齢者の服装に対する印象の分析 繊維製品消費科学 第33巻1号 (1992)
- 7) 前掲6)
- 8) 前掲3)

保育所における障害児保育の専門性と保育体制

長 尾 愛 子

1. 問題と目的

1974年12月に障害児保育が制度化されて以降、保育所における障害をもつ乳幼児の入所数は、全国的に増加し、統合保育への取り組みも進展してきた。また、エンゼルプランの策定、緊急保育対策等5ヶ年事業、1998年4月施行の児童福祉法改正、新エンゼルプランの策定等の進行と同時に、地域における子育てネットワークの拠点となる保育所を担う保育者の役割も、一段と重要性を増してきている。このように、保育所保育士の専門性は、障害児保育に関しても、さらに広く深く求められてくることが予想される。以前のように、統合保育の問題が、一部の障害児担当者のみの問題ではなく、まさに全ての保育者にとって、その知識および専門性が必須となり得る現実とは、否めないであろう。

しかし、健常児以外の処遇に弱い保育士にとって、統合保育の問題は重要な課題となっているといえる。統合保育を実施し成果をあげていくためには、本人の努力だけでは限界が生じるのは確かである。その解決策として、保育所全体の体制づくりと保育士の専門性強化が必要であるといえよう。各専門機関との連携の問題についても、必要性が提言されているが、その実現については地域差が激しいといえる。またスーパーバイザーによる巡回指導も制度化されておらず、不十分さが指摘されている。そこで、これから保育士を目指す学生のための各養成校では、障害基礎理論の必要性について認識も高まり、カリキュラム改善などの取り組みが徐々に充実し始めているところである。しかし、カリキュラム化される以前に養成校に在学していた現職保育者の中には、全く障害に関する基礎的理論を学んでいない保育士もあり、問題となるのである。そこで、現職保育者の自己の専門性を高めるためには、保育者の研修制度の充実を図ることが最も効果的であり、必要不可欠となってくることが明らかであるので、いかにその研修会への参加を推進していくかという点が大きな課題となるといえよう。

統合保育の実施状況や各園での受け入れ体制の整備、また保育者の専門性向上を目的とした研修の必要性や養成校でのカリキュラムの問題などについては、従前の研究から明らかである。園山(1996)は、統合保育を取り巻く状況要因をとりあげ、課題として特に障害児保育の専門性確立についてとりあげている。同様に、金谷(1991)・三村(1992)・若松・船津(1997)は、各地域における保育現場の実態を明確にし、保育者の障害児指導に携わる上での専門性の必要性について述べている。徳田・遠藤(1995)は、保育者の統合保育実態と研修会への要望等を明らかにしつつ、保育者の障害児問題行動への対応の困難さについて検証している。また、畑山ら(1990)・吉弘(1998)は、障害児保育の保育体制について、秋葉(1993)は、保育者の資質向上を図るための障害知識・技術に関する研修と研修体制整備の必要性について述べている。さらに加藤ら(1995)は、自閉症や精神発達

遅滞児の問題行動対処について、特別な研修や専門的支援のない状態では保育者の限界があることを指摘している。また、国外でも障害児教育経験のない人が治療教育に関わる機会の増加傾向から (Fabby and Reid, 1978), 障害児教育経験のない人々への具体的技法の教授の必要性 (Koegel, Glahn and Nieminen, 1978) を認めている。それらの課題をもとに実践的な指導技術獲得のための教師教育プログラム開発についての取り組み (澤村ら, 1994) も徐々に行われつつあるが、専門職との連携システムの不十分さ等未だ大きな課題である。

以上のように、統合保育を実践する保育者が様々な障壁に出会うことから生じる検討すべき課題としては、統合保育の実施状況や各園での受け入れ体制の整備、また保育者の障害児保育への専門性向上をはかるための、研修の必要性や養成校でのカリキュラムの問題等について明らかである。しかし、いずれも障害児保育を担当したことのある保育者のみについての実態調査による現状と問題点の指摘のみにとどまっているものが殆どである。このようなことから鑑みて、筆者は、実際に全く障害児と関わっていない保育者も含めた全保育者自身の専門性向上の観点から、実際に地域性の問題を考慮した保育者を取り巻く状況要因について実態を捉えていくことが重要であり、特に現職保育所保育士の研修会参加を阻害する要因の検証を試みる必要があると考える。また、養成校時代に障害児保育関連の授業を受講していない現職保育士の専門性向上が問題となってくることからも、今後の社会のニーズにふさわしい障害児保育担当者の役割を提示していくことが必要であるといえる。

そこで、本研究では、A市内における障害児保育に関する調査を行い、その地域性を踏まえた実態を把握し、保育所保育士の専門性向上のための現状と課題、および研修会参加を阻害する要因の検証を試みることを目的とする。

2. 方法

(1) 調査方法

質問紙による郵送および留置調査を行った。

(2) 調査対象者

A市内の認可保育所に勤務する全保育者211名

(3) 調査期間

1998年11月から12月

(4) 調査内容

現職保育者として認識しておくべき障害の知識および専門性についての項目、また研修会参加欲求・手段・環境に関する項目、現場の統合保育体制等に関する全項目から構成した。

(5) 調査票の回収状況

殆どが留置調査ということもあり、回収数は211名で回収率は100%であった。しかし無記入項目等多かった5名についてはデータアウトした。有効回答数は92.9%であった。

(6) 分析の方法

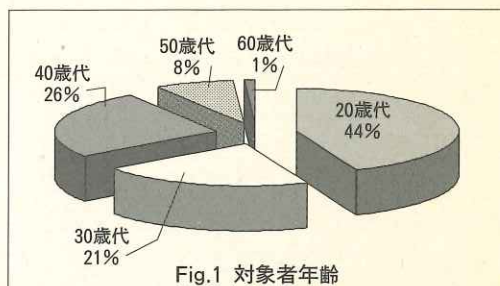
現職保育者の障害児保育に関する実態を明確にし、5段階評定尺度の点数化による研修会参加高群と低群の有意差検定を行った。

3. 結果

(1) 対象者属性について

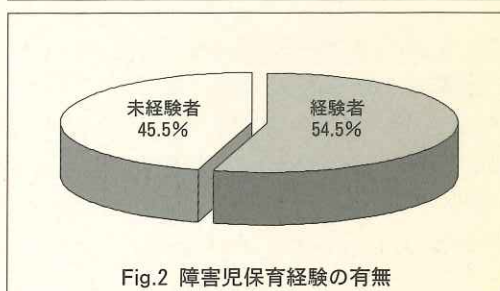
① 年齢

対象者の年齢は、211名の平均年齢34.3歳、標準偏差は10.71である。Fig. 1 に示すとおり、年代別にみて最も多いのは、20歳代の保育者で43.6%を占めている。30歳以上の保育者は全体の56.4%であり、そのうち40歳以上が35.4%を占めている。



② 障害児保育経験の有無

障害児保育経験者は、Fig. 2 に示すとおり、45.5%であり、未経験者は54.5%であった。この障害児保育担当の経験の有無は、研修会参加への意識・関心に大きく影響してくると予想されたが、Table 1 に示すとおり有意差は認められなかった。 $(X^2=3.841, df=1, p>.05)$



この障害児保育担当の経験の有無は、研修会参加への意識・関心に大きく影響してくると予想されたが、Table 1 に示すとおり有意差は認められなかった。 $(X^2=3.841, df=1, p>.05)$

Table 1 研修参加意識

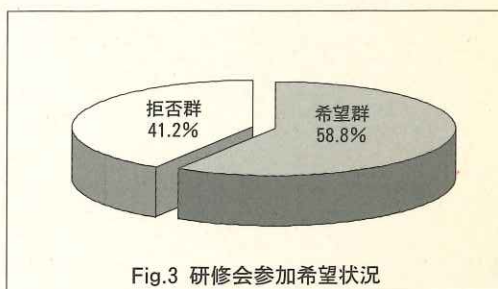
	参加希望群	参加拒否	計
経験者			122
未経験者	62	60	74
計	30	44	196
	92	104	

$$X^2=3.841, df=1, p>.05$$

(2) 研修会参加欲求に関する項目について

① 研修会参加希望の有無

地域で気軽に参加できる障害児保育関連の研修会を開催した場合、参加を希望するかどうかについては、Fig. 3 に示すとおり、参加希望群は全体の58.8%であり、参加拒否群は41.2%であった。



② 研修会参加拒否の理由

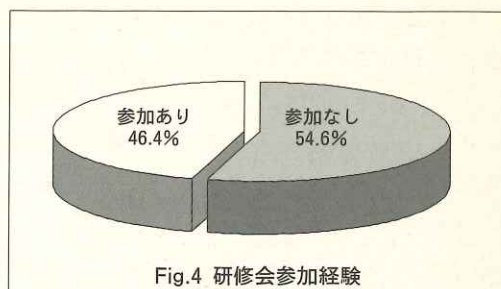
- ・他者からの情報不足
- ・自己の情報収集不足
- ・時間的余裕のなさ
- ・自己の障害知識不足
- ・勤務時間外の研修拒否（平日夕方）
- ・勤務時間外の研修拒否（土・日）
- ・人の多い所へ行くことへの抵抗感
- ・研修会の開催不足

③ 参加拒否群の欲求項目について

- ・障害理論を知りたい
- ・即戦力となる知識・技術を知りたい
- ・障害への関心がある

④ 研修会参加経験の有無

過去の研修へ参加した経験があるかどうかについては、Fig. 4 に示すとおり、全体の54.6%が「参加したことがない」と回答している。その理由として、研修会参加の機会がない、担当者のみ対象であった等があげられる。



⑤ 研修会参加阻害要因について

研修会参加環境に関する項目としての「家庭状況」と、参加手段に関する項目としての「交通手段」については、有意差は認められなかったことから、これらの要因は、保育者の参加阻害状況として関連はないことが明確となった。

- ・要介護者（ $t=0.81$, $df=126$, $p>.05$ ）
- ・家事負担（ $t=0.90$, $df=125$, $p>.05$ ）
- ・交通手段（ $t=0.81$, $df=122$, $p>.05$ ）

(3) 保育者の障害知識について

保育者の障害知識・専門性向上に関する項目として「障害理論を知りたい」「障害への関心」「即戦力となる知識技術を知りたい」などの保育者の欲求が明確化され、具体的内容の結果からも、各障害別についての知識を得たいという実態が明らかとなった。

Table 2 に示す通り、全体では90.5%が障害について関心を示しており、研修会参加を拒否している中でも82.8%は障害について関心があると回答していることがわかる。

Table 2 障害への関心度

	研修会参加希望群	研修会参加拒否群	全 体
障害について関心ある	119 (96.0%)	72 (82.8%)	191 (90.5%)
障害について関心ない	5 (4.0%)	15 (17.2%)	20 (9.4%)
合 計	124	87	211

また、Table 3 に示す通り、全体でも9割近くが障害知識の獲得欲求があるといえる。

Table 3 障害知識の獲得欲求度

	参加希望群 n=124	参加拒否群 n=87	全 体 n=211
障害理論	118 (95.2%)	65 (74.7%)	183 (86.7%)
即戦力となる知識技術	120 (95.2%)	69 (79.3%)	189 (89.6%)

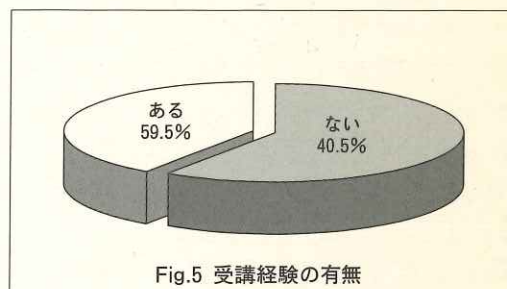
統合保育に携わる保育者にとっては、実践上即戦力となる知識・技術の取得を望む傾向にあるが、現場に必要な即戦力となる技術については、各々のケースによってその対応も異なってくるため、専門家との連携により取り組むことが重要である。それ以前の問題として、統合保育が一般化しつつある現状において、保育所保育士にとっては、障害児を含めた乳幼児保育の専門家としての障害知識の認識が必須であるといえる。

しかし、今回の調査により、保育者として最低限認識しておくべき障害理論について、実態が明らかとなった。内容としては、Table 4 に示す通り、各種障害（知的障害・言語障害・肢体不自由・病虚弱児）等の発生と原因・症状などについては勿論のこと、保育所等で受け入れている自閉症・ダウン症やその他基礎的障害理論・用語（構音障害・吃音・心因性緘黙・脳性麻痺・てんかん・先天性疾患・その他）についても、多くの保育者が無知であるという実態が如実に現れている。

Table 4 障害知識について (n=211)

障 害 の 種 類	知っている	知らない
知的障害児の発生の原因と特徴	77 (36.5%)	134 (63.5%)
自閉症児の特徴	97 (46.0%)	114 (54.0%)
自閉症児の問題行動への対処法	68 (32.2%)	143 (67.8%)
ダウン症児の発生の原因	123 (58.3%)	88 (41.7%)
ダウン症児の特徴	118 (55.9%)	93 (44.1%)
言語障害児の発生の原因	69 (32.7%)	142 (67.3%)
言語障害児の特徴	70 (33.2%)	141 (66.8%)
構音障害について	41 (19.4%)	170 (80.6%)
心因性寡黙について	46 (21.8%)	165 (78.2%)
肢体不自由児の発生の原因	71 (33.6%)	140 (66.4%)
肢体不自由児の特徴	95 (45.0%)	116 (55.0%)
脳性麻痺の発生の原因	83 (39.3%)	128 (60.7%)
脳性麻痺の特徴	93 (44.1%)	118 (55.9%)
てんかんについて	32 (15.2%)	179 (84.8%)
病虚弱児について	92 (43.6%)	119 (56.4%)
先天性疾患について	80 (37.9%)	131 (62.1%)

ここで考慮すべき点として、回答者の中で30歳以上の保育者が示す割合は全体の56.4%、そのうち40歳以上が35.4%を占めている。A市内の殆どが公立保育所であることから、保育者養成校でのカリキュラムとして、障害児保育関連の科目が完全に組み込まれていない時代の対象者が多数を占めていることがわかる。実際の養成校での履修状況としてはFig. 5 に示す通り、障害関連の授業を受講した記憶のない保育士は全体の59.5%、受講した



保育士は全体の40.5%という結果であった。

またTable 5に示す通り、受講経験の有無と各障害知識の有無との間には有意差が認められた。

($t=2.08$ $df=184.7$ $p<.05$)

Table 5 障害知識平均得点比較

	$\bar{X}$	S D
受講記憶あり	2.87	0.81
受講記憶なし	2.62	0.86

$t=2.08$ $df=184.7$ $p<.05$

(4) 保育所の体制について

「保育者間の連携・協力体制」に関する結果としては、Fig. 6に示す通り、全体で82.9%は連携がとれていると回答しており、また69.7%もの対象者が園全体で取り組んでいると捉えていることがわかった。

次に、全体の60.4%が「ゆとりある職員数ではない」と回答しており「就業体制」についてもFig. 7に示す通り、全体の66.8%が「ゆとりがない」と回答している。これは、研修会参加希望状況との間に大きく関連しており、有意差が認められた。「施設・設備等の物的環境」はFig. 8に示す通り、69.1%という約7割もの保育者が問題と感じていることが明らかとなった。特に障害児の障害種別にもよるが、保育所内における設備の不十分さや遊具・教具の不備が指摘されたといえる。しかしながら、受け入れ体制が十分に整っていない中で、保育士は苦慮しながら保育に従事していることがうかがえる。

統合保育実施に際して求められることとして「相談機関との連携」があげられるが、約5割の保育者が可能と回答している。記述内容からも必要に応じて連携のとれる環境であることが明らかとなった。また「勤務時間中の研修」に関しても、その研修が開催されればその内容・時・場合によっては、保育者間の連携により勤務中に参加可能であるという園側の状況が明確化された。しかし、保育士の記述やヒアリング調査からは、「時間的余裕のなさ」「クラス運営の困難さ」「保護者との関わりの難しさ」「人員不

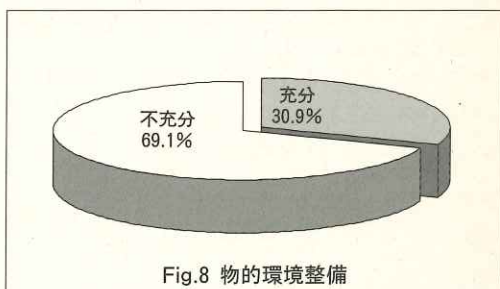
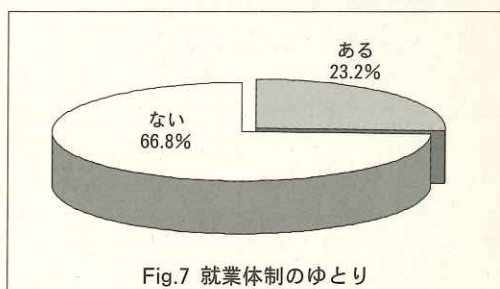
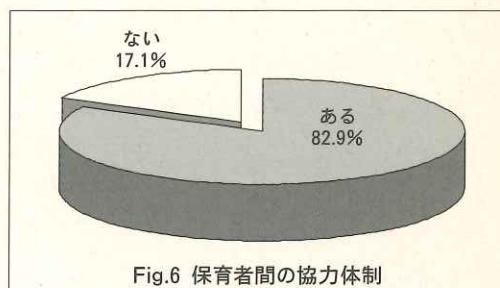


Table 6 職員数満足度得点比較

	$\bar{X}$	S D
研修参加希望群	2.66	1.27
研修参加拒否群	2.62	1.31

$t=0.23$ $df=161$ $p>.05$

足」「障害専門知識の必要性」等の問題点があげられた。また、Table 6・7に示すとおり、職員数と就業体制満足度と研修会参加希望状況との間には関連性はみられなかった。

Table 7 就業体制満足度得点比較

	$\bar{X}$	S D
研修参加希望群	2.5	1.2
研修参加拒否群	2.47	1.23

$t=0.17$ $df=161$ $p>.05$

(5) 統合保育評価について

統合保育に関する長所・短所は問題点として掲げながらも、統合保育に対する積極的賛成派が圧倒的に多く、その評価もプラスとなる点が多いと感じていることが明らかとなった。その内訳としては、「障害児にとってプラス」が79.0%、「健常児にとってプラス」が88.2%と良い効果が認められている点は、予想通りであった。しかし、「保育者にとってプラス」が89.2%、「園全体にとってプラス」81.2%という数値は、予想以上であった。また、「保護者にとってプラス」は75.4%という結果であった。

4. 考察

(1) 障害知識欲求と研修会参加について

対象者年齢については20歳代の保育者が43.6%を占めているものの、30歳以上の保育者は全体の56.4%であり、そのうち40歳以上が35%を占めている。これはA市内保育所が2園を除き、全て公立であることからの結果である。ここでは、保育者養成校でのカリキュラムとして、障害児保育関連の科目が完全に組み込まれていない時代の対象者が多数を占めていることがわかる。このことは、「障害知識・専門性に関する項目」において関連してくることとして考慮する必要があると考える。

なお、A市の実態として、地域で気軽に参加できる障害児保育の研修会の少なさが指摘された。そこで、参加を促進するための項目として、「地域で気軽に参加可能な研修会を開催した場合、参加を希望しますか。」という質問を行い、その参加意志を確認した結果、参加希望群は全体の58.8%であり、参加拒否群は41.2%であった。全体の6割近くの人が、保育者としての専門性を向上させるために開催される、研修会への参加を「希望する」と回答している。これは、保育所での障害児保育に取り組む熱意・意欲と関連しており、そのための研修体制の拡充等、環境の整備を熱望している実態として捉えられる。

しかし、その反面「参加を希望しない」と答えた人が、4割以上を占めているという現実があることを見過ごしてはならない。これは、障害児保育に対する意欲や関心との関連から、保育者の意識の低さを如実に表した結果である。この実態は、これからの時代を担っていく保育所を捉えていく上で、その質的部分の大きな問題であるといえる。保育者の資質として、最もネガティブである問題が、露呈されたといえよう。その原因としては、各々の意識に内包されている細かな部分は言及できないが、調査結果の平均得点から明らかとなった項目は、「他者からの情報不足」「自己の情報収集不足」「時間的余裕の無さ」「自己の障害知識不足」「勤務時間外の研修拒否（平日夕方）」「勤務時間外の研修拒否（土・日）」「人の多く集まる所へ行くことの抵抗感」「研修会開催不足」などの研修参加への行動を阻害する要因であった。これは、かなり主観的部分が強いことが解釈できる。行政及び養成校は、保育者の専門性と資質の向上を目標として、様々な取り組みの必要性を掲げ、

推進してきている。にもかかわらず、このような現実が浮き彫りにされたことは、実に、予想と反する結果であった。これは、ノーマライゼーションの思想が定着してきた現代社会において、システムの構築を図る以前の、専門職である保育者としての自覚・使命に関わる事実と言っても過言ではなからう。

しかしながら、参加を希望していなくても、「欲求に関する項目」で明らかになったことがある。それは、参加拒否群の中で最も高得点だった3項目であるが、「障害理論を知りたい」「即戦力となる知識・技術を知りたい」「障害への関心がある」であった。前述のような参加拒否要因を主張しながらも、自己の障害知識・専門性の向上を望んでいるという実態であった。特に、全体の結果との比較からも、その希望の強さが現れている。「即戦力となる知識・技術を知りたい」という結果は、全体では62%であるのに対し、参加拒否群では、91.2%であった。「障害への関心の有無」では、86.6%もの人が関心を持っているということであった。保育に携わる保育者にとっては、実践上即戦力となる知識・技術の取得を望む傾向にあるが、現場で必要な即戦力となる技術については、各々のケースによってその対応も異なってくるため、専門家との連携により取り組むことが重要である。それ以前の問題として、統合保育が一般化しつつある現状において、保育所保育士にとっては、障害児を含めた乳幼児保育の専門家としての障害知識の認識が必須であるといえる。また各障害種別についての知識を得たいという実態も明らかとなった。具体的な知識として、各種障害（知的障害・言語障害・肢体不自由・病虚弱児）等の発生と原因・症状などについては勿論のこと、保育所等で受け入れている自閉症・ダウン症やその他基礎的障害理論・用語（構音障害・吃音・心因性緘黙・脳性麻痺・てんかん・先天性疾患・その他）などがあげられる。

このような結果は、研修会の参加を希望していない保育者にとって、意識に影響を与えることのできる、重要な参加促進要因となることが示唆される。これは、環境の整備など、今後の支援を考えていくために考慮すべき内容として、大きな手がかりとなるといえよう。

全体の調査結果から、各々のもつ欲求要因・手段要因・環境要因が、様々な形で関連し合って研修会への参加を顕現させているということが明らかとなった。これは、言い換えれば、その要因の中の何か一つの事柄が、少しでも変化すれば、行動も共変動するということである。そして、そのことが「参加を希望しない保育者」への意識の改革にも繋がるほど、影響を与えていくことが可能となると考える。ここで、過去の研修へ参加したことがあるかどうかについて付け加えると、「参加したことがない」と答えているのは、全体で「54.6%」であったが、この理由としては、まず障害児保育に関する研修会参加の機会がなかったことがあげられた。また行政からの研修会としては、障害児を担当している保育者を対象としているものが主であったことから、その機会を逸していたと考えられる。したがって、現在、障害児を担当していなくとも、自己の専門性を高めるために、気軽に参加可能な研修会の開催を期待していることが示唆されたといえよう。今後の支援としては、全保育者を対象としながらも、タイプ別の各プログラムを考慮した研修会が必要となると考えられる。また、「参加環境に関する項目」としての「家庭状況」と、「参加手段に関する項目」としての「交通手段（自家用車の所有状況）」については、有意な差は認められなかったことから、特にそのような要因は、保育者の参加阻害の状況として問題ではないということになるといえよう。

(2) 職場体制

「保育者間の連携・協力体制」に関する結果としては、全体で82.9%は連携がとれていると回答しており、また69.7%もの対象者が園全体で取り組めていると捉えていることがわかった。これは、記述式の項目とヒアリング調査からわかったことだが、保育所間の転勤による保育者の入れ替わりや、保育所のトップである所長の姿勢が大きく関与してくるということであった。保育所長の方針としては、全保育所が、「担当保育者のみに負担のかかることがないよう全職員で支えあえる体制づくりを心がけている。」また「保護者との相談業務」「安全管理」「研修参加への推進」等の環境を整えていくことに力を入れているという姿勢が明らかとなった。このように、園全体の協力体制としては良い状況の結果であったが、各保育者が捉える具体的な体制内容では、やはり現実的問題が生じていることも示唆された。それは、「障害児の担当者への負担」や「加配保育士の必要性」について大きく問題としてあげていることからわかる。加配保育士の配置は、各自治体によって様ではないが、A市内では親が子どもの障害を認めている場合についてのみ障害児4人に保育士1人の加配がつくことになっている。これは、クラス担当者の運営上、明らかに負担の格差が生じてくるといえる。また親が障害を認めていない場合「加配が全くつかない」という点は問題であり、諸状況を考慮した配置基準の検討がなされるべきである。

次に、全体の60.4%が「ゆとりある職員数ではない」と回答しており「就業体制」についても、全体の66.8%が「ゆとりがない」と回答している。

「施設・設備等の物的環境」は、69.1%という約7割もの保育者が問題と感じていることが明らかとなった。特に障害児の障害種別にもよるが、保育所内における設備の不十分さや遊具・教具の不備が指摘されたといえる。しかしながら、受け入れ体制が十分に整っていない中で、保育士は苦慮しながら保育に従事していることがうかがえる。統合保育実施に際して求められることとして「相談機関との連携」があげられるが、約5割の保育者が可能と回答している。記述内容からも必要に応じて連携のとれる環境であることが明らかとなった。また「勤務時間中の研修」に関しても、その研修が開催されれば、その内容・時間・場所によっては、保育者間の連携により勤務中に参加可能であるという園側の状況が明確化された。しかし、保育士の記述やヒアリング調査からは、「時間的余裕のなさ」「クラス運営の困難さ」「保護者との関わりの難しさ」「人員不足」「障害専門知識の必要性」等の問題点があげられた。これは、統合保育担当者の現実的に抱える問題点といえよう。

このように、研修会参加を阻害する環境要因として、保育所の体制が大きく影響していることがわかる。また、養成校やその後の研修会等でも障害知識について学ぶ機会を逸していた現職保育士にとって、統合保育を実施し成果をあげていくためには、保育者本人の努力だけでは限界が生じるのは確かである。保育者養成校カリキュラムの変遷においても認識されることであるが、現場の統合保育担当者は、実に10数年もの間指針とすべきものもなく障害について学ぶ機会も与えられず、試行錯誤で保育していた状況が推測される。保育所保育指針や保育者養成カリキュラムが統合保育の制度化に即応していなかったことも現在の統合保育の抱える問題を大きくしている要因といえる。このようなことから、保育所全体の人的物的環境等の体制づくりを整備しながらも、研修会等の開催により保育者の専門性強化への支援体制を整えていくことが急務であるといえる。そのことがひいては多様化する保育のニーズに対応する保育者の不安感を取り除き、障害児を含めた乳幼児

保育の専門家としての自信に繋がり、統合保育の限界を解決していく糸口となると考える。

(3) 統合保育評価について

統合保育に関する長所・短所は問題点として掲げながらも、統合保育に対する積極的賛成派が圧倒的に多く、その評価もプラスとなる点が多いと感じていることが明らかとなった点は、前向きな取り組みと意識の高さがうかがえる。「保育者にとってプラス」が89.2%「園全体にとってプラス」81.2%という結果は、予想以上であったが、これは一年間が終わって結果的に保育者自身も子どもと共に様々な面で苦慮しながらも、成長し勉強になったということの結果であろう。また、障害に対して理解と関心のない保護者に対しては、保育者からの働きかけが重要な鍵となってプラス効果をもたらしているといえよう。

5. まとめ

今回の調査から、障害児保育の専門性に関する研修会参加阻害要因について、A市内の実相を捉えることができた。今後は、参加環境要因を重点に分析していくと同時に、調査結果を保育所へ還元していく中で、保育者の研修会の場の提供等の具体的支援について検討していきたいと考えている。今後の社会のニーズにふさわしい、障害児保育の専門性を兼ね備えた保育者の育成は、これからの保育所の重要な課題であるといえる。障害児を含めて、全ての乳幼児保育の、専門的実践に取り組んでいく保育者の役割は大きく、地域社会への貢献度も高い。その可能性を秘めている保育者への意識改革が、ひいては社会支援へと進展する契機となるのではないだろうか。21世紀を担っていく子どもたちを、最適な人的・物的環境の中で育てていくためにも、保育者を取り巻く現状と問題を明らかにし、これからの保育者への支援体制を考えていくことが急務であるといえる。

＜参考文献＞

- 秋場美智子(1992)：障害児保育と相談機関との連携。日本保育学会第45回大会研究論文集，160-161.
- 秋場美智子(1993)：障害児保育研修の課題。日本保育学会第46回大会研究論文集，112-113.
- 阿部明子(1997)：統合保育と臨床相談のかかわり。東京家政大学研究紀要 第39集，1997
- 遠藤敬子・徳田克己・(1996)：障害児担当保育者の望む保育研修のあり方に関する研究。日本特殊教育学会第34回大会発表論文集，-.
- 遠藤敬子・徳田克己・(1996)：障害児保育研修の受講者の研修効果に関する一研究。日本保育学会第49回大会研究論文集，235-236.
- Fabby, P.L.and Reid, D.H.(1978)：Teaching foster grandparents to train severely handicapped persons. Journal of Behavior Analysis , 11, 111-123
- 畑山みさ子・古田倭文男・足立智昭・白橋宏一郎(1990)：障害児の統合保育に関する調査研究(2)－宮城県の幼稚園および保育所における現状の検討－。発達障害研究，12(2)，974-975.
- 池上陽子(1997)：統合保育の現状と課題，聖和大学論集第25号，277－285.
- 加藤哲文(1995)：統合保育を支援する巡回システムに関する事例的研究，土浦短期大学紀要，23，69-82
- 加藤哲文・桐原宏行(1998)：統合保育における保育効果の実践的アセスメント。つくば国際大学研究紀要，4，165-193
- 金谷京子(1991)：保育所における障害児保育の実態調査－保育上の配慮について－。日本保育学会第44回大会研究発表論文集，618-619
- 三村保子・黒岩英子・三代恵子(1992)：不適応行動を示す子どもへの保育者の援助について，日本保育学会第45回大会研究論文集，422-423.
- Robert L.koegel Glahn.T.J., and Nieminen, G.S.(1978)：Generalization of parent-training results. Journal of Behavior Analysis , 11, 95-109.
- 澤村まみ・加藤哲文・小林重雄(1994)：発達障害児の教師トレーニングに関する試み－行動変容訓練パッケージを用いて－。心身障害学研究，18，121-130.
- 園山繁樹(1994)：障害幼児の統合保育をめぐる課題－状況要因の分析－。特殊教育学研究，32(3)，57-68.
- 園山繁樹(1996)：統合保育の方法論－相互行動的アプローチ－相川書房
- 徳田克己・遠藤敬子(1997)：統合保育に携わる保育者のニーズと専門性－保育者に対す調査結果を中心に－。桐花教育研究所研究紀要8，53-82.
- 徳田克己・遠藤敬子(1997)：統合保育に携わる保育者のニーズと専門性Ⅰ－保育者に対する調査を中心に－。日本特殊教育学会発表論文集，974-975.
- 若松昭彦・船津守久(1997)：保育所における障害児保育の実態調査(3)－保母経験及び障害児保育経験の必要性に関する検討。特殊教育学会発表論文集，618-619.
- 吉弘淳一(1998)：障害児保育の現状と保育体制－実態調査から－。保育学会発表論文集，46-47.

System and Technicality of Handicapped Child Care at a Nursery School

Aiko NAGAO

The circumstances surrounding nursery schools have been dramatically changing these days, and child-care workers are required to respond to society's needs in various ways. Especially, there has been a growing number of handicapped children entering nursery schools on a nationwide scale, and various measures have been taken to improve integrated child-care. Therefore child-care workers are expected to acquire broader and deeper expertise in order to care for handicapped children.

The issues of integrated child-care had been limited to some child care workers in former years. However, at present, it is absolutely necessary that all child-care workers have expertise in the care of handicapped children. Some of our previous research revealed that participation in a training program was an effective way for workers at nursery schools to improve their technical knowledge of child-care. I conducted a survey of our child-care training programs regarding the number of participants. In order to increase the number of participants in the training programs, I conducted a survey of factors obstructive to it, such as inappropriate approach and method of the program and their unwillingness to participate.

I also conducted an actual condition survey of each nursery school on the present conditions and the system of integrated child-care. Consequently, it showed a clear picture of the present situation and it specified the problems in caring for handicapped children.

「生活習慣病予防の集い」における肥満調査

河 野 弘 美

はじめに

近年、生活水準の向上や医学・医療の進歩により、感染症等の急性期疾患を減らすことができ、日本は世界の長寿国となった。しかしその一方で、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病¹⁾が増加してきた。さらに高齢化に伴う障害も増加している。また急速な出生率の低下と共に高齢化が進行し、少子・超高齢社会となることが予想される。したがって、このままで行くと21世紀の日本は、病気や介護による負担が極めて大きな社会となると考えられる。このため、日頃から健康づくりを実践し、健康で明るく活力に満ちた社会を国民皆で目指す事が、21世紀の大きな課題となっている。

そこで、2000年4月から「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」²⁾がスタートした。2010年を目途とした具体的な指標の目安を提示することにより、単に病気の早期発見や治療にとどまるのではなく一次予防を重視する、若年死亡の減少、健康寿命を延伸させることを基本理念として国民健康づくりを総合的に推進しようとしている。実施にあたっては、国、都道府県、市町村、保険・医療職種、職場、学校、地域、マスメディア、ボランティアが連携して計画の推進、目標の達成にあたるもので、まさに国民健康運動であり、栄養士に課せられた課題は実に大きいものがある。

（社）愛媛県栄養士会今治支部においては、1989年から栄養士による地域社会への実践活動の一環として、社会活動「生活習慣病(成人病)予防の集い」を実施してきた。今回で12回目を迎えた。毎年、高脂血症・高血圧症・骨粗鬆症・糖尿病等のテーマを掲げ、料理の展示、パネルの掲示、栄養相談コーナー等を設け、地域住民の健康に対する意識の向上に貢献してきた。また栄養士という職種を社会にPRする場ともなっている。今回は「肥満を予防しよう」というテーマで、「総合福祉センターまつり」の一つのイベントとして参加した。今後は、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の活動に繋げていきたいと考えている。そのためにも地域住民の実態を把握する必要がある、広く健康教育の基礎資料を得るために本調査を実施した。食習慣・肥満度の状況について実態調査を行い、検討を加えたので報告する。

対象者及び方法

1. 調査の対象

調査の対象は、「生活習慣病予防の集い」に参加した中で、体脂肪測定を受けた女性93人、男性20人の計113人である。年齢は女性が平均 57.2 ± 13.6 歳（21～86歳）、男性が平均 44.9 ± 17.3 歳（23～76歳）の中老年者が多い集団である。

2. 調査期日

2000年10月22日（日）

3. 調査方法

調査用紙は体脂肪測定者に配布し、無記名、自己記入式で回答を求め回収した。

(1) 調査項目

調査内容は体型の自己評価、体重・食事コントロールについて、食生活習慣（調査日前日の食事状況）の項目からなる。

(2) 肥満度の測定と判定区分

肥満がもたらす健康への影響について、多くの研究が行われている。成人において疾病が最も少ない理想体重は、BMIが 22 kg/m^2 であることが明らかとなっており、適切な範囲内にBMIを維持することが重要と考えられている。なお肥満とは単純な過剰体重ということではなく、脂肪組織が過剰に蓄積した状態のことであり、体脂肪を測定しなければ本当の肥満の判定はできない³⁾⁴⁾。そこで、調査対象者の肥満度の判定には、〔体重(kg)/身長(m)²〕で算出するBody Mass Index (BMI)と、生体電気抵抗測定法（インピーダンス法）—体内脂肪計：タニタPBF-101—で測定した体脂肪率（BF%）の2種類を用いた。

BMIは日本肥満学会による判定基準により、 $\text{BMI} < 18.5 \text{ kg/m}^2$ を「やせ」、 $18 \text{ kg/m}^2 \leq \text{BMI} < 25 \text{ kg/m}^2$ を「普通」、 $25 \text{ kg/m}^2 \leq \text{BMI}$ を「肥満」と3区分した⁵⁾。

体脂肪率は東京慈恵会医科大学の臨床データ—による判定基準により、女性は $\text{BF} < 20\%$ を「やせ」、 $20\% \leq \text{BF} < 27\%$ を「普通」、 $27\% \leq \text{BF} < 30\%$ を「肥満傾向」、 $30\% \leq \text{BF}$ を「肥満」と4区分した。男性は $\text{BF} < 17\%$ を「やせ」、 $17\% \leq \text{BF} < 23\%$ を「普通」、 $23\% \leq \text{BF} < 25\%$ を「肥満傾向」、 $25\% \leq \text{BF}$ を「肥満」と4区分した。これらの肥満区分別に体型自己評価、食生活状況を検討した。

(3) 統計処理

統計処理は、食習慣と肥満判定の指標との関係については、Student-t検定により判定した。BMIと体脂肪率による肥満度の比較、体重・食事コントロールの関係、食品摂取状況については χ^2 検定を用いた。

結果及び考察

1. 身体状況

BMIと体脂肪率による肥満度の状況と平均値を、表1-1と表1-2に示す。

(1) BMIによる肥満度の状況と平均値

女性対象者の肥満度の状況は、30歳代と70歳代においては肥満群が多いが、他の年代は普通群が多くなった。全体としてはやせ群6.5%、普通群68.8%、肥満群24.7%となり普通群の割合が高くなった。BMIの平均値は $22.7 \pm 3.1 \text{ kg/m}^2$ ($17.1 \sim 32.6 \text{ kg/m}^2$)であり、普通体型であった。

男性においては、20歳代と50歳代以外は肥満群が多くなった。普通群35.0%、肥満群65.0%となり肥満群の割合が高くなった。BMIの平均値は $25.5 \pm 3.01 \text{ kg/m}^2$ ($18.5 \sim 30.9 \text{ kg/m}^2$)となり、肥満体型であった。

肥満群の割合を国民栄養調査結果⁶⁾と比較すると図1のようになった。女性は30歳代

「生活習慣病予防の集い」における肥満調査

表 1 - 1

BMIと体脂肪率による肥満度の状況と平均値（女性）

						人 (%)		
BMI 体脂肪率	(kg/m ²) (%)	やせ群	普通群	肥満傾向	肥満群	X ²	M	S D
		BMI<18.5 BF<20	18.5≤BMI<25 20≤BF<27	27≤BF<30	25≤BMI 30≤BF	検定		
20歳代 n = 6	BMI	0 (0.0)	6 (100)		0 (0.0)	*	21.2	±1.8
	体脂肪率	0 (0.0)	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)		27.5	±3.5
30歳代 n = 3	BMI	0 (0.0)	1 (33.3)		2 (66.7)		24.5	±3.5
	体脂肪率	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100)		33.2	±3.9
40歳代 n = 12	BMI	0 (0.0)	10 (83.3)		2 (16.7)	* *	23.1	±2.0
	体脂肪率	0 (0.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	8 (66.6)		32.0	±5.9
50歳代 n = 28	BMI	3 (10.7)	20 (71.4)		5 (17.9)	* *	22.3	±2.9
	体脂肪率	2 (7.2)	9 (32.1)	6 (21.4)	11 (39.3)		29.1	±6.9
60歳代 n = 26	BMI	0 (0.0)	19 (73.1)		7 (26.9)	*	23.2	±3.2
	体脂肪率	1 (3.9)	9 (34.6)	5 (19.2)	11 (42.3)		29.6	±7.1
70歳代 n = 15	BMI	2 (13.3)	6 (40.0)		7 (46.7)		23.2	±4.3
	体脂肪率	2 (13.3)	4 (26.7)	1 (6.7)	8 (53.3)		29.4	±8.0
80歳代 n = 3	BMI	1 (33.3)	2 (66.7)		0 (0.0)	+	20.9	±3.0
	体脂肪率	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (66.7)		27.3	±7.3
全体女性 n = 93	BMI	6 (6.5)	64 (68.8)		23 (24.7)	* *	22.7	±3.1
	体脂肪率	6 (6.5)	26 (28.0)	17 (18.3)	44 (47.2)		29.6	±6.8

+P<0.1 *P<0.05 **P<0.01 で有意差あり (BMIと体脂肪率の比較において)

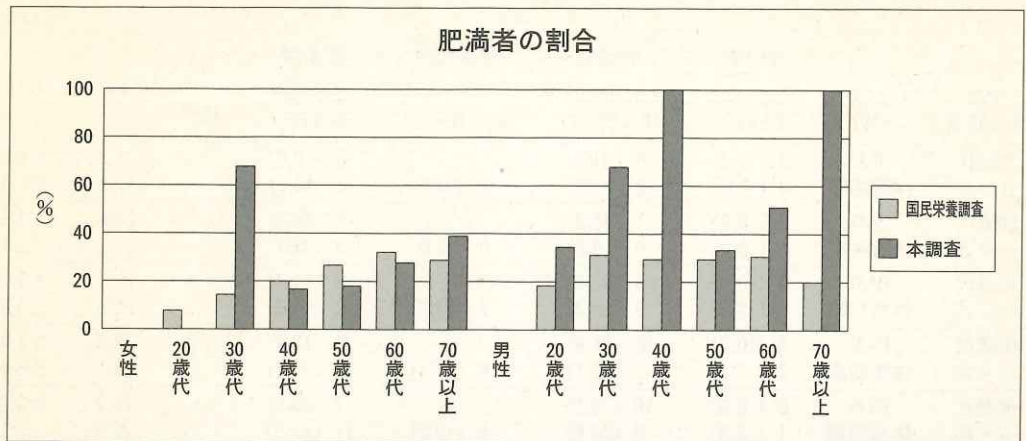
表 1 - 2

BMIと体脂肪率による肥満度の状況と平均値（男性）

						人 (%)		
BMI 体脂肪率	(kg/m ²) (%)	やせ群	普通群	肥満傾向	肥満群	X ²	M	S D
		BMI<18.5 BF<17	18.5≤BMI<25 17≤BF<23	23≤BF<25	25≤BMI 25≤BF	検定		
20歳代 n = 6	BMI	0 (0.0)	4 (66.7)		2 (33.3)		28.8	±4.8
	体脂肪率	0 (0.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)		23.7	±7.5
30歳代 n = 3	BMI	0 (0.0)	1 (33.3)		2 (66.7)		25.6	±2.3
	体脂肪率	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (66.7)		24.9	±4.9
40歳代 n = 2	BMI	0 (0.0)	0 (0.0)		2 (100)		26.1	±1.1
	体脂肪率	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100)		28.2	±0.6
50歳代 n = 3	BMI	0 (0.0)	2 (66.7)		1 (33.3)		26.2	±3.1
	体脂肪率	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100)		28.4	±5.1
60歳代 n = 4	BMI	0 (0.0)	0 (0.0)		4 (100)		26.4	±0.9
	体脂肪率	0 (0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	2 (50.0)		24.7	±4.7
70歳代 n = 2	BMI	0 (0.0)	0 (0.0)		2 (100)		26.7	±1.0
	体脂肪率	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)		22.5	±2.9
80歳代 n = 0	BMI							
	体脂肪率							
全体男性 n = 20	BMI	0 (0.0)	7 (35.0)		13 (65.0)		25.5	±3.0
	体脂肪率	0 (0.0)	7 (35.0)	2 (10.0)	11 (55.0)		25.1	±5.3

(P<0.01) と70歳以上 (P<0.1) が肥満の割合が高くなっていた。20歳代 (P<0.01), 40歳代, 50歳代, 60歳代は肥満の割合が低くなっていた。しかし, 20歳代以外は有意差が認められなく, 国民栄養調査とほぼ一致した平均的な集団であると考えられた。男性は, 各年代において本調査の方が肥満者の割合が高くなっていた (30歳代, 40歳代, 60歳代,

図1



	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
女性 n=93						(%)
平成10年国民栄養調査	7.0 **	13.9 **	19.5	26.3	31.3	27.1 +
本調査	0	66.7	16.7	17.9	26.9	38.9
男性 n=20						(%)
平成10年国民栄養調査	19.0 *	30.6 **	29.0 **	29.0	29.8 **	20.1 **
本調査	33.3	66.7	100	33.3	100	100

+P<0.1 *P<0.05 **P<0.01 有意差あり

70歳以上 $P<0.01$)。肥満者の多い集団であった。

(2) 体脂肪率による肥満度の状況と平均値

肥満の定義に従えば、本来肥満の判定は体脂肪測定により行われるべきである。しかし、簡便、かつ正確な体脂肪測定法は、現在は存在しないのが実情である。山岸ら⁷⁾の肥満判定基準の検討によると、水中体重秤量法、皮脂圧測定法、生体インピーダンス法、各測定法で求められた体脂肪率による肥満の判定結果に有意差が出ている。本調査で使用了体脂肪計生体電気抵抗(インピーダンス)法においても改良が必要であると言われている⁸⁾。しかし、現段階においては一番簡便な体脂肪測定法であるため用いた。

体脂肪率による女性の肥満度は、やせ群6.5%、普通群28.0%、肥満傾向群18.3%、肥満群47.2%となっており、20歳代以外はすべて肥満群が多くなっていた。体脂肪率の平均値は、 $29.6 \pm 6.8\%$ (15.4~45.9%)で肥満傾向と判定された。男性は、やせ群0%、普通群35%、肥満傾向群10.0%、肥満群55.5%となっており、BMIと同じく肥満群が多くなっていた。体脂肪率の平均値は、 $25.1 \pm 5.3\%$ (17.3~35.1%)で肥満と判定された。

(3) BMIと体脂肪率との比較

女性対象者の肥満度は、BMI判定と体脂肪率判定の間に有意差が認められた($P<0.01$)。やせ群の値には変化がないが、普通群はBMI判定が68.8%であるのに、体脂肪率判定では28.0%と低値になった。肥満傾向群に18.3%、肥満群に22.5%移行したことになる。各年代ごとに同じ傾向がみえ、体脂肪率で評価した方が肥満群の割合が多くなった(40歳代・50歳代 $P<0.01$, 20歳代・60歳代 $P<0.05$)。男性対象者はその傾向が認められなかった。

本調査のように、BMIが正常域でも体脂肪率高値は隠れ肥満が推測され、内臓肥満型

である場合が多い。このようなタイプの肥満は、エネルギー摂取量を押さえてもエネルギーを消費する場である筋肉量が少ないため、体重は減りにくい。日頃から日常生活の中で意識的に体を動かすことを心がけ、有酸素運動を取り入れる等の指導が必要である⁴⁾⁹⁾。

2. 体型の自己認識

表2-1, 表2-2は、体型意識をみたものである。肥満度をBMI分類（やせ群, 普通群, 肥満群のグループ）と体脂肪率分類（やせ群, 普通群, 肥満傾向群, 肥満群のグループ）の2種類で自己評価した。BMI分類による肥満度別にみると、肥満群では女性は、

表2-1 肥満度と自己評価との関係（女性）

		肥満度				人 (%)
		やせ群 n=6 (6.5)	普通群 n=64 (68.8)	肥満傾向 n=17 (18.3)	肥満群 n=23 (24.7)	計 n=93 (100)
		体脂肪率 n=6 (6.5)	n=26 (27.9)		n=44 (47.3)	n=93 (100)
〈自己評価〉						
太っている	BMI	0 (0.0)	18 (28.1)		23 (100)	41 (44.1)
	体脂肪率	0 (0.0)	1 (3.9)	2 (11.8)	38 (86.4)	41 (44.1)
普通	BMI	0 (0.0)	39 (61.0)		0 (0.0)	39 (41.9)
	体脂肪率	1 (16.7)	18 (69.2)	14 (82.3)	6 (13.6)	39 (41.9)
やせている	BMI	6 (100)	7 (10.9)		0 (0.0)	13 (14.0)
	体脂肪率	5 (83.3)	7 (26.9)	1 (5.9)	0 (0.0)	13 (14.0)
過小評価	BMI	0 (0.0)	7 (10.9)		0 (0.0)	7 (7.5)
	体脂肪率	0 (0.0)	7 (26.9)	15 (88.2)	6 (13.6)	28 (30.1)
正当評価	BMI	6 (100)	39 (61.0)		23 (100)	68 (73.1)
	体脂肪率	5 (83.3)	18 (69.2)	2 (11.8)	38 (86.4)	63 (67.7)
過大評価	BMI	0 (0.0)	18 (28.1)		0 (0.0)	18 (19.4)
	体脂肪率	1 (16.7)	1 (3.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.2)

表2-2 肥満度と自己評価との関係（男性）

		肥満度				人 (%)
		やせ群 n=0 (0.0)	普通群 n=7 (35.0)	肥満傾向 n=2 (10.0)	肥満群 n=13 (65.0)	計 n=20 (100)
		体脂肪率 n=0 (0.0)	n=7 (35.0)	n=2 (10.0)	n=11 (55.0)	n=20 (100)
〈自己評価〉						
太っている	BMI	0 (0.0)	3 (42.9)		9 (69.2)	12 (60.0)
	体脂肪率	0 (0.0)	2 (28.6)	2 (100)	8 (72.7)	12 (60.0)
普通	BMI	0 (0.0)	4 (57.1)		4 (30.8)	8 (40.0)
	体脂肪率	0 (0.0)	5 (71.4)	0 (0.0)	3 (27.3)	8 (40.0)
やせている	BMI	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	体脂肪率	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
過小評価	BMI	0 (0.0)	0 (0.0)		4 (30.8)	4 (20.0)
	体脂肪率	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	3 (15.0)
正当評価	BMI	0 (0.0)	4 (57.1)		9 (69.2)	13 (65.0)
	体脂肪率	0 (0.0)	5 (71.4)	2 (100)	8 (72.7)	15 (75.0)
過大評価	BMI	0 (0.0)	3 (42.9)		0 (0.0)	3 (15.0)
	体脂肪率	0 (0.0)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (10.0)

全員が「太っている」と思っていた。しかし、男性は27.3%が「普通」と過小評価していた。やせ群においては、「やせている」と正しく体型意識を持っていた。普通群は、女性28.1%, 男性42.9%が「太っている」と過大評価していた。全体でみると、女性は、過小評価7.5%, 正当評価73.1%。過大評価19.4%となり、男性は過小評価20.0%, 正当評価65.0%。過大評価15.0%となった。これまでの調査において、若年女性は現在の体型を過大評価している者が多いと報告されている⁶⁾¹²⁾が、中高年者が多い本調査においては、自分の体型を過大評価している割合が、女性19.4%, 男性15.0%と低くなっていた。

BMI分類と体脂肪率分類による体型意識を比較すると、女性は体脂肪率分類が過小評価30.1%, 正当評価66.7%, 過大評価2.2%となり、過大評価と過小評価が逆転し、正当評価も低くなった ($P<0.01$)。本調査の女性対象者は、BMIは普通群であるが体脂肪率は肥満傾向群であった。そのため、体脂肪は多いが見た目には普通体型であり、自己評価においても「肥えている」という意識が低いと思われた。男性は、過小評価15.0%, 正当評価75.0%, 過大評価10.0%なりBMI分類よりも正当評価している割合が高くなった。

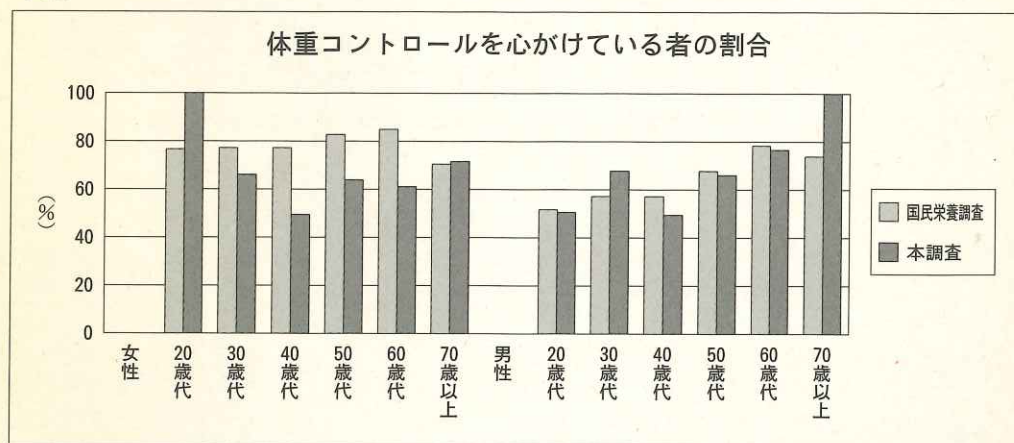
3. 体重や食事のコントロールの状況

(1) 体重コントロール

図2に理想体重を維持しようと体重コントロールを心がけている割合を示す。

国民栄養調査との比較においては、20歳代女性以外は、10~20%低い結果が出た(30歳代 $P<0.1$, 40~60歳代 $P<0.01$)。男性においては差が認められなかった。男女の比較において、国民栄養調査では男性が約20%低い結果が出ていたが、本調査においては20歳代以外は男女の差が認められなかった。

図2



	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
女性 n=93						(%)
平成10年国民栄養調査	72.7 **	77.6 +	77.6 **	83.3 **	85.6 **	71.6
本調査	100	66.7	50.0	64.3	61.5	72.0
男性 n=20						(%)
平成10年国民栄養調査	50.7	55.8 +	56.4	67.5	77.5	72.3 **
本調査	50.0	66.7	50.0	66.7	75.0	100

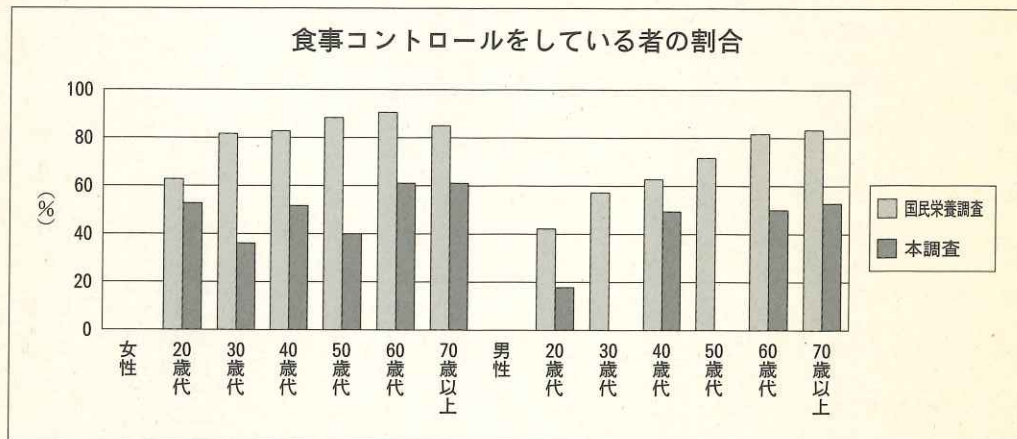
+ $P<0.1$ * $P<0.05$ ** $P<0.01$ で有意差あり

表3は、体重コントロールを心がけている理由を性別・年齢別に示したものであるが、どの年代においても「健康のため」が最も多い理由となっていた。次に50歳代60歳代になると「病気を指摘させたから」の理由が出てきた。女性はどの年代においても、「美容のため」という理由が上がっているが、男性は0%であった。

表3 体重コントロールを心がけている理由（複数回答）

理 由	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	人 (%)
(女性)	n=6 (9.8)	n=2 (3.3)	n=6 (9.8)	n=18 (29.6)	n=16 (26.2)	n=13 (21.3)	n=61 (100)
1. 健康のため	3 (50.0)	2 (100)	4 (66.7)	14 (77.8)	12 (75.0)	12 (92.3)	47 (77.0)
2. 美容のため	2 (33.3)	1 (50.0)	1 (16.7)	1 (5.6)	2 (12.5)	1 (7.7)	8 (13.1)
3. 体重が変化しはじめたから	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (5.6)	2 (12.5)	1 (7.7)	5 (8.2)
4. 病気を指摘されたから	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	4 (22.2)	6 (37.5)	2 (15.4)	13 (21.3)
5. その他	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.6)
(男性)	n=3 (23.1)	n=2 (15.4)	n=1 (7.6)	n=2 (15.4)	n=3 (23.1)	n=2 (15.4)	n=13 (100)
1. 健康のため	2 (66.7)	1 (50.0)	1 (100)	2 (100)	2 (66.7)	2 (66.7)	10 (76.9)
2. 美容のため	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3. 体重が変化しはじめたから	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (50.0)	2 (15.4)
4. 病気を指摘されたから	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (15.4)
5. その他	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (7.7)

図3



	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	(%)
女性 n=93							
平成10年国民栄養調査	63.6 *	80.4 **	82.6 **	86.4 **	88.6 **	84.6 **	
本調査	50.0	33.3	50.0	39.3	61.5	61.1	
男性 n=20							
平成10年国民栄養調査	42.7 **	55.0	61.6 +	71.6	80.9 **	82.3 **	
本調査	16.7	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	

+P<0.1 *P<0.05 **P<0.01 で有意差あり

(2) 食事コントロール

図3に食事コントロールを心かけている割合を示す。

国民栄養調査との比較において、本調査のほうが、女性・男性共に、どの年代においても低いことが明らかになった ($P < 0.01$)。生涯を通じて健康の維持・増進を図るためには、自分にとって適切な食事内容・量を理解して、自己管理を行うことが必要となる。今後今までも増して、栄養士として食事コントロールを支援、助言していくことが求められる。

4. 肥満度と食習慣との関係

表4-1, 表4-2は、各食習慣の回答別にBMI, 体脂肪率の平均値を比較したものである。

女性についてみると、「食事は決まった時間に食べたか」という問に「いいえ」と回答した食習慣の群では、体脂肪率が平均 $32.6 \pm 6.5\%$ で肥満と判定された。この際のBMIは、 $23.8 \pm 2.8 \text{ kg/m}^2$ で普通群になった。が、「はい」と答えた群の平均値の方が、 $22.5 \pm 3.1 \text{ kg/m}^2$ でより低い値となった ($P < 0.05\%$)。鈴木ら¹⁰⁾の調査においても肥満度との関連性がみられた食習慣に、「食事時間の規則性」があげられている。本調査においても、肥満との関連性が示唆された。「間食や夜食を食べたか」という問いに「はい」と回答した食習慣の群では、体脂肪率が $31.0 \pm 6.6\%$ で、肥満と判定される。その他の項目については、「食事はゆっくりと味わって食べた」以外は、体脂肪率の平均値が望ましくない食習慣に高値を示したが有意差は認められなかった。

表4-1

食習慣と肥満判定の指標との関係 (女性)

		(M $\pm$ SD)				
		n (人)	BMI (kg/m ²)	t 値	BF (%)	t 値
朝、昼、夕の食事を三食食べた	はい	88	22.7 ± 3.1	+	29.4 ± 6.8	*
	いいえ	5	23.2 ± 3.4		32.7 ± 5.8	
食事は決まった時間に食べた	はい	75	22.5 ± 3.1	(1.6)	28.9 ± 6.7	(2.1)
	いいえ	18	23.8 ± 2.8		32.6 ± 6.5	
食事の量は食べ過ぎないようにした	はい	71	22.5 ± 3.0		29.1 ± 6.6	
	いいえ	22	23.6 ± 3.5		31.3 ± 7.1	
食事はゆっくりと味わって食べた	はい	58	22.9 ± 3.2		30.0 ± 7.2	
	いいえ	35	22.5 ± 2.9		29.1 ± 6.1	
食事を共にする家族や友人がいた	はい	71	22.7 ± 3.0		29.5 ± 6.4	
	いいえ	22	23.0 ± 3.7		30.1 ± 7.9	
間食や夜食を食べた	はい	36	23.0 ± 2.8		31.0 ± 6.6	+
	いいえ	57	22.6 ± 3.3		28.8 ± 6.7	
塩辛いものを控えた	はい	57	23.1 ± 3.3		30.0 ± 6.7	(-2.0)
	いいえ	36	22.2 ± 2.8		29.0 ± 6.9	
脂っこいものを控えた	はい	61	22.6 ± 3.1		29.6 ± 6.9	
	いいえ	32	23.0 ± 3.2		29.7 ± 6.5	
自分で食事作りをした	はい	80	22.8 ± 3.3		29.4 ± 6.9	
	いいえ	13	22.3 ± 2.1		30.8 ± 6.0	
外食をした	はい	23	23.4 ± 3.2		30.7 ± 5.4	
	いいえ	70	22.5 ± 3.1		29.3 ± 7.1	
調理済み食品やインスタント食品を利用した	はい	14	23.4 ± 3.7		30.4 ± 6.8	
	いいえ	79	22.6 ± 3.0		29.5 ± 6.8	
ビタミン剤や健康食品を利用した	はい	24	23.2 ± 2.9		30.5 ± 6.3	
	いいえ	69	22.6 ± 3.2		29.3 ± 6.9	

+P<0.1 *P<0.05 で有意差あり

表 4-2

食習慣と肥満判定の指標との関係 (男性)

		(M±SD)				
		n (人)	BMI (kg/m ²)	t 値	BF (%)	t 値
朝、昼、夕の食事を三食食べた	はい	16	26.1±2.5	*	26.1±5.2	*
	いいえ	4	22.9±4.0	(-2.0)	21.0±3.3	(-2.0)
食事は決まった時間に食べた	はい	12	25.7±2.8		24.9±5.3	
	いいえ	8	25.1±3.6		25.4±5.7	
食事の量は食べ過ぎないようにした	はい	14	26.2±2.6	+	26.3±5.3	+
	いいえ	6	23.8±3.6	(-2.0)	22.4±4.7	(-2.0)
食事はゆっくりと味わって食べた	はい	9	24.3±2.5	+	24.9±5.7	
	いいえ	11	26.4±3.3	(1.5)	25.3±5.2	
食事を共にする家族や友人がいた	はい	16	25.2±3.1		24.9±5.7	
	いいえ	4	26.5±3.1		26.0±3.8	
間食や夜食を食べた	はい	12	24.1±2.9	**	23.6±5.1	+
	いいえ	8	27.5±1.9	(2.9)	27.4±5.0	(1.7)
塩辛いものを控えた	はい	9	26.1±3.8		27.4±6.3	+
	いいえ	11	24.9±2.2		23.2±3.6	(-2.0)
脂っこいものを控えた	はい	10	25.0±3.2		25.1±5.3	
	いいえ	10	26.0±3.0		25.1±5.5	
自分で食事作りをした	はい	3	24.9±4.6		26.8±6.8	
	いいえ	17	25.6±2.9		24.8±5.2	
外食をした	はい	8	24.5±3.5		24.0±5.4	
	いいえ	12	26.1±2.6		25.8±5.4	
調理済み食品やインスタント食品を利用した	はい	10	25.7±2.7		24.7±4.7	
	いいえ	10	25.3±3.4		25.5±6.0	
ビタミン剤や健康食品を利用した	はい	5	27.0±2.4		28.0±3.0	+
	いいえ	15	25.0±3.1		24.1±5.6	(-2.0)

+P<0.1 *P<0.05 **P<0.01 有意差あり

男性においては、有意差が見られた項目について、「食事を三食食べる」「食べ過ぎない」「間食や夜食を食べない」といった望ましい食習慣の項目がBMI・体脂肪率が高い値になった。

中高年者が多い本調査においては、これらいずれの成績も食習慣が直ちに肥満と関連するとは言い難い結果となった。

5. 食品摂取状況と肥満度との関係

表 5-1

食品摂取状況と肥満判定 (BF) との関係 (女性)

項 目	肥満度 (BF)				X ₂ 検定	人 (%) 計 n=93 (100)
	やせ群	普通群	肥満傾向	肥満群		
	n=6 (6.5)	n=26 (27.9)	n=17 (18.3)	n=44 (47.3)		
穀類を食べた	5 (83.8)	25 (96.2)	15 (88.2)	42 (95.5)		87 (93.5)
肉を食べた	2 (33.3)	21 (80.8)	13 (76.5)	27 (61.4)	+	63 (67.7)
卵を食べた	5 (83.8)	16 (61.5)	12 (70.6)	29 (65.9)		62 (66.7)
魚を食べた	5 (83.8)	21 (80.8)	13 (76.5)	34 (77.3)		73 (78.5)
大豆製品を食べた	4 (66.7)	18 (69.2)	10 (58.8)	30 (68.2)		62 (66.7)
牛乳や乳製品を食べた	3 (50.0)	23 (88.5)	11 (64.7)	34 (77.3)	+	71 (76.3)
海藻や小魚を食べた	2 (33.3)	16 (61.5)	10 (58.8)	28 (63.6)		56 (60.2)
緑黄色野菜を食べた	3 (50.0)	24 (92.3)	16 (94.1)	33 (75.0)	*	76 (81.7)
淡色野菜を食べた	4 (66.7)	21 (80.8)	17 (100)	28 (63.6)	*	70 (75.3)
果物を食べた	3 (50.0)	21 (80.8)	14 (82.4)	37 (84.1)		75 (80.6)
お酒を飲んだ	0 (0.0)	3 (11.5)	7 (41.2)	7 (15.9)	*	17 (18.3)

+P<0.1 *P<0.05 有意差あり

表 5 - 2

食品摂取状況と肥満判定 (BF) との関係 (男性)

項 目	肥満度 (BF)				X ₂ 検定	人 (%) 計 n = 20 (100)
	やせ群 n = 0 (0.0)	普通群 n = 7 (35.0)	肥満傾向 n = 2 (10.0)	肥満群 n = 11 (55.0)		
穀類を食べた	0 (0.0)	6 (85.7)	2 (100)	11 (100)		19 (95.0)
肉を食べた	0 (0.0)	4 (57.1)	1 (50.0)	10 (90.9)		15 (75.0)
卵を食べた	0 (0.0)	6 (85.7)	2 (100)	8 (72.7)		16 (80.0)
魚を食べた	0 (0.0)	5 (71.4)	1 (50.0)	9 (90.9)		15 (75.0)
大豆製品を食べた	0 (0.0)	3 (42.9)	1 (50.0)	10 (90.9)	+	14 (70.0)
牛乳や乳製品を食べた	0 (0.0)	3 (42.9)	0 (0.0)	9 (90.9)	*	12 (60.0)
海藻や小魚を食べた	0 (0.0)	2 (28.6)	0 (0.0)	8 (72.7)		11 (55.0)
緑黄色野菜を食べた	0 (0.0)	6 (85.7)	2 (100)	7 (63.6)		15 (75.0)
淡色野菜を食べた	0 (0.0)	3 (42.9)	2 (100)	9 (90.9)	+	14 (70.0)
果物を食べた	0 (0.0)	4 (57.1)	0 (0.0)	7 (63.6)		11 (55.0)
お酒を飲んだ	0 (0.0)	5 (71.4)	1 (50.0)	6 (54.5)		12 (60.0)

+ P<0.1 * P<0.05 で有意差あり

調査日前日の食品摂取状況と肥満度との関係を表 5 - 1 と表 5 - 2 に示す。食習慣と肥満判定の指標との関係から、BMI よりも体脂肪率の方が食習慣をより反映していると考えられたので、体脂肪率分類でみることにした。

主食となる穀類は女性が93.5%，男性が95.0%と共に多く摂取していた。主菜となるたんぱく質源の摂取頻度においては女性が、魚78.8%、肉67.7%、卵66.7%，大豆製品66.7%の順に多くなっており、男性は、卵80.0%、肉75.0%、魚75.0%，大豆製品70.0%の順であった。国民栄養調査の結果カルシウムの不足が報告されているが、本調査においてもカルシウムを多く含む海藻や小魚（女性60.2%，男性55.0%）、牛乳・乳製品（女性76.3%，男性60.0%）の摂取頻度が低率であった。また、果物は女性が80.6%摂取していたのに、男性は55.0%と少ない摂取であった。国民栄養調査においても1人1日当たりの摂取量は女性が127.0gであるのに、男性は102.8gと少なくなっており、全国的な傾向とみられる。

肥満度との関係は、女性の緑黄色野菜・淡色野菜の摂取頻度に有意差が認められた（ $P < 0.05$ ）。緑黄色野菜の摂取は普通群が92.3%で、肥満群が75.0%と少なく、淡色野菜においても普通群が80.8%，肥満群が63.6%と少なくなっていた。“飲酒”状況については、女性18.3%，男性60.0%となった。国民栄養調査によると“飲酒習慣”のある人は女性で8.8%，男性で51.6%となり、本調査は、国民栄養調査よりも高い値となった。女性の飲酒は肥満傾向の人が41.2%と有意に高くなった（ $P < 0.05$ ）。

6. 「健康日本21」²⁾¹¹⁾ における“肥満”に関わる項目との比較

結果を表 6 に示す。

(1) 適正体重を維持している人の増加

「20歳代女性のやせの指標の目安は」15%以下であるが、本調査は0%であった。国民栄養調査によると、この20年間でBMI25以上の男性の「肥満者」が急速に増加している。一方女性では「肥満者」の割合は増えていないが、逆に、「やせ」と考えられるBMI18.5未満の割合が若年層に増加している。本調査においては20歳代の「やせ」の者は0%となったが、当地域での短期大学生の調査¹²⁾においては、女性26.1%，男性26.4%と国民栄養調査よりも高い値になっていた。やはり若年層の「やせ」傾向は危惧される。

表 6

「健康日本21」指標の目安との比較

(1) 適正体重を維持している人の増加

〔肥満者の割合〕	現	状	2010年
	平成9年国民栄養調査	本調査	指標
20歳代女性のやせの者	23.3%	0	15%以下
40～60歳代女性の肥満者	25.2%	21.2%	20%以下
20～60歳代男性の肥満者	24.3%	61.1%	15%以下

(2) 自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践する人の増加

〔実践する人の場合〕	現	状	2010年
	平成10年国民栄養調査	本調査	指標
女性〔15歳以上〕	80.1%	65.6%	90%以上
男性〔15歳以上〕	62.6%	65.0%	90%以上

(3) 量、質ともに、きちんとした食事をする人の増加

〔1日最低1食、きちんとした食事を、家族等2人以上で楽しく、30分以上かけてとる人の割合〕	現	状	2010年
	平成8年国民栄養調査	本調査	指標
成人	56.3%	47.8%	70%以上

(4) 意識的に運動を心がけている人の増加

〔意識的に運動をしている人の場合〕	現	状	2010年
	平成8年国民栄養調査	本調査	指標
女性	52.8%	44.1%	63%以上
男性	52.6%	55.0%	63%以上

「40～60歳代女性肥満者の指標の目安」は20%以下であるが、本調査は21.2%で目標値に近い値となった。

「20～60歳代男性肥満者の指標の目安」は15%以下であるが、本調査は61.1%であった。男性の肥満が心配される値（61.1%）となったが、対象者が20人と少ないため偏った集団になったと思われる。

(2) 自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践する人の増加

2010年の目標値が90%以上であるが、本調査は女性65.6%、男性65.0%と低い値になった。約25ポイント上げなければいけない。自分の標準体重を認識し、適正体重を維持するよう指導していく必要がある。

(3) 量、質ともに、きちんとした食事をする人の増加

1日最低1食、きちんとした食事を、家族等2人以上で楽しく、30分以上かけてとる人の割合を70%以上にしようということである。本調査においては47.8%であった。きちんとした食事とは、エネルギーを考えながら主食（ご飯）・主菜（肉・魚・卵・大豆製品）・副菜（野菜・海藻・きのこ）をしっかりと食べ、間食（牛乳・果物）でバランスをとること。それがスリムで元気な体を作り、生活習慣病を予防する最も効果的な食事である⁴⁾。そのことをおいしい料理で具体的に示すのが栄養士の務めである。そして、「家族や友人と一緒にの楽しい食事」や「ゆっくり時間をかけた食事」そうした精神的に良好な食生活が、ひいては生活の質（QOL）の向上につながっていくと思われる。

(4) 意識的に運動を心がけている人の増加

2010年の目標値は63%以上であるが、本調査は女性44.1%、男性55.0%であった。現在の

日常生活は、交通手段の発達、家庭労働の電化、肉体労働の減少など、非常に省エネルギー型社会になっている。反面摂取エネルギーはこの10年間にはほとんど変化していない⁶⁾。日頃から日常生活の中で、健康の維持増進のために意識的に体を動かすなど運動を心がけて、エネルギーの消費に努める必要がある。

今回「生活習慣病予防の集い」の参加者の大半は、健康指向が極めて強く、食生活も大切にしている主婦層であった。なかでも、70歳代（女性15人、男性2人）、80歳代（女性3人）の対象者は毎日の食事づくりを欠かさず、積極的に外出をし、各地域の行事にも参加する等活動的な生活をしていた。しかし体脂肪率30%以上の肥満者が70歳代女性53.3%、80歳代女性66.7%と多くなった。体脂肪率を若年者と同じ基準で評価することに無理があり、年齢によって基準を考慮する必要があると考えられた。

「生活習慣病予防の集い」のテーマである肥満は、過食と運動不足により発症するため栄養指導の原則も方法も簡単な内容である。減食と運動を勧めれば良いということになる⁴⁾。しかし、実際栄養指導になると一人一人の体型には大きな個人差があるように、自分の体重・体型をどのように認識し、どのような行動を起こそう、あるいは現在行動しているかということにもまた大きな差がある。食行動の「ずれ」と「くせ」の修正、あるいはライフスタイルそのものの変容を行うということは、いたって困難な栄養指導であった。

健康を実現することは、本来個人の健康観に基づき主体的に取り組む課題であるが、個人による健康の実現には、個人の力と併せて社会全体としても健康づくりを支援していくことが不可欠である。そこで、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では、2010年度を目途とした具体的な目標等を提示することにより、国民が一体となった健康づくり運動を推進しようとしている。これからの栄養士は、各分野での栄養指導活動の評価を積み上げ、情報を交換し、それらを科学的に分析しながら、さらに活動を進めていくことが責務である。今後、生活習慣病予防の担い手として21世紀に活躍できる栄養士を養成していきたい。

要約

「生活習慣病予防の集い」に参加した中で体脂肪の測定者、女性93人（平均年齢57.2±13.6歳）、男性20人（平均年齢44.9±17.3歳）の計113人を対象に、肥満度と日常の食生活について調査を行った。対象者の肥満度の実態を明らかにし、また、肥満度と食習慣との関係を検討した。更に、「健康日本21」における「肥満」にかかわる目標項目についても検討を加えた。その内容は次のとおりであった。

1. BMIの平均値は、女性が $22.7 \pm 3.1 \text{ kg/m}^2$ （17.1～32.6 kg/m^2 ）で、男性は $25.5 \pm 3.01 \text{ kg/m}^2$ （18.5～30.9 kg/m^2 ）であった。
2. 体脂肪率の平均値は、女性が $29.6 \pm 6.8\%$ （15.4%～45.9%）、男性は $25.1 \pm 5.3\%$ （17.3～35.1%）であった。
3. 女性はBMIにおいては「普通」、体脂肪率においては「肥満傾向」と判定された。体脂肪率分類において肥満者及び肥満傾向者が多く（ $P < 0.01$ ）、隠れ肥満の傾向が示唆された。男性は、BMI・体脂肪率共に「肥満」と判定された。
4. 体型の自己認識では自分の体型を正当評価している割合が、BMI分類においては女性

73.1%, 男性65.0%になった。体脂肪率分類においては、女性67.7%, 男性75.0%になった。

5. 体重コントロールを心がけている割合は、国民栄養調査との比較において女性が10～20%低い結果になった。心がけている理由は、『健康のため』が最も多かった。
6. 食事コントロールを心がけている割合は、国民栄養調査との比較において女性・男性共に本調査の方が低値になった ($P < 0.01$)。
7. “食事時間の規則性”においては肥満度との関連性が示唆されたが($P < 0.05$)、その他の食習慣は直ちに肥満度と関連するとは言い難い結果となった。
8. 食品摂取頻度と肥満度との関係は、女性において緑黄色野菜、淡色野菜共に有意差が認められ ($P < 0.05$)、普通群の方が肥満群よりも摂取頻度が高値になった。

9. 「健康日本21」指標の目安との比較

(1) 適正体重を維持している人の増加

20歳代女性やせの指標の目安は15%以下であるが、本調査は0%であった。

40～60歳代女性肥満者の指標の目安は20%以下であるが、本調査は21.2%であった。

20～60歳代男性肥満者の指標の目安は15%以下であるが、本調査は61.1%であった。

(2) 自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践する人の増加

指標の目安は90%以上であるが、本調査は女性65.6%, 男性65.0%であった。

(3) 量、質ともにきちんとした食事をする人の増加

指標の目安は70%以上であるが、本調査は47.8%であった。

(4) 意識的に運動を心がけている人の増加

指標の目安は63%以上であるが、本調査は女性44.1%, 男性55.0%であった。

本調査結果と、「健康日本21」の指標の目安との間には相当開きがあった。今後2005年の中間評価、2010年の最終評価に向け長期的な展望に立って、科学的根拠に基づいた栄養教育や食生活改善活動を、一步一步進めていくことが課題である。「健康日本21」で掲げた目標に振り回されることなく活用していきたい。

本調査にご協力をいただきました対象者の方々に厚くお礼申し上げます。

参考文献

- 1) 川久保清, 岡山明他: 生活習慣病とは, 臨床栄養, 医歯薬出版, 586～618, 1998
- 2) 田中平三, 吉池信男, 江澤郁子, 武見ゆかり: 「健康日本21」—その意義と栄養指導への生かし方, 臨床栄養, 医歯薬出版, 798～822, 2000,
- 3) 細谷憲政, 川久保清, 西村秋生, 杉山みち子, 中村丁次, 金澤康徳, 都島基夫: 生活習慣病の一次予防, 第一出版, 1999
- 4) 坂本要一, 徳永勝人, 井上修二, 中村正, 中村丁次他: 肥満症 診断・治療・最近の進歩, 栄養学雑誌, 医歯薬出版, 469～510, 2000
- 5) 社団法人日本栄養士会: 栄養士必携, 第一出版, 54～56, 2000
- 6) 厚生省保険医療局 地域保険・健康増進栄養価生活習慣病対策室: 国民栄養の現状 平成10年国民栄養調査成績, 第一出版, 2000
- 7) 山岸博之, 朽木勤, 北野隆雄: 日本人若年女性における身体組成推定の異なる3法(水中体重秤量法, 皮脂厚及び生体インピーダンス法)より求めた肥満判定基準値の検討, 栄養学雑誌, 日本栄養改善学会, 211～

216, 1998

- 8) 井上修二, 小西すず, 吉松博信: 肥満のメカニズムを理解しよう, 財団法人国民栄養協会, 食生活, 14~32, 2000
- 9) 徳永圭子, 足立香代子: 食事療養の実際と栄養指導のポイント, 食生活, 94, 財団法人国民栄養協会, 52~58, 2000
- 10) 鈴木和枝, 福島恭子: 青年期女子における肥満の危険因子に関する検討, 栄養学雑誌, 日本栄養改善学会, 273~276, 2000
- 11) 健康・栄養情報研究会: 第六次改定日本人の栄養所要量食事摂取基準の活用, 第一出版, 99~107, 2000
- 12) 河野弘美: 短期大学生における生活習慣と食習慣調査, 今治明德短期大学研究紀要第23集, 117~125, 1999

研究ノート

戦後ドイツの軍隊の変容

—— 非日常の軍隊から日常の軍隊へ ——

市 川 ひろみ

はじめに

戦後ドイツの軍隊のあり方は、国際情勢の変化とともに大きく変容を遂げつつある。冷戦終結後、安全保障をいかにして達成するのか、軍隊が護るべきものは何かという問題提起がなされ、ドイツ連邦軍の改革が進められている。改革の方向性を大きな枠組みからみると、軍隊の使命は非日常の事態に備えることから、国際的な状況を安定させるために日常的な危機に対処することへの変化として捉えることができる。

冷戦時には侵略という国際関係の非日常の事件が勃発する可能性が脅威であった。敵が誰であるかは明確で、「最悪の事態」を想定してこれに対抗することが重要であった。ところが冷戦後、東西の体制が軍事的に対峙する状況はなく、ドイツが他国の軍隊によって侵略されるのではないかとこの脅威は消滅した。

体制間の対立は、双方に高い緊張を強いてきたが、その一方で、体制内は安定が根本的な安定でなかったが一保たれていた。体制が崩壊した東ヨーロッパの諸国では国内情勢が混乱した。特に、ユーゴスラビアでは国内の対立が武力紛争に発展し、多くの市民が難民となって西ヨーロッパ諸国に流入した。ドイツは東側の先端に位置しており、より多くの難民が恒常的に入国することを懸念した。新しい秩序が確立しないヨーロッパ東方の周辺地域での不安定な要因が、ひいてはドイツに対する脅威となり得ると考えられるようになった。より間接的でより包括的なドイツを取り巻く状況が、安全保障の問題として認識されることとなったのである。

この国際状況の劇的な変化、それにともなう安全保障の認識の変化は、軍隊のあり方に改革を迫るものである。特に徴兵制については根元的な問題提起がなされている。

1. 体制防衛から地域安定化へ

1. 1. 「安全保障」概念の拡大＝危機の日常化

東西ドイツ両国は当初、軍隊をもつことを許されなかった。国家自体が完全な独立国としては国際社会において認識されていなかった。二度の大戦、特に第二次大戦ではヨーロッパを荒廃させホロコーストを引き起こしたドイツに対して、占領諸国が非軍事化政策を採った。戦争直後は、ドイツ市民のみならず政治家の間にも戦争、軍隊を否定する考えが広く共有されていた。しかし、東西の対立が厳しさを増すに伴い、再軍備が決定された。

東西ドイツの軍隊の創設目的は各々の体制を敵の侵略から護ることであった。具体的な脅威として、敵の陣営が軍事的に侵略してくることを想定していた。軍拡競争のなか、大

規模な軍隊が東西ドイツに駐留し、大量の兵器が配備された。軍隊の使命は「最悪の事態」に至る「もしも」のときに備えることであった。非日常の極端なケースを想定して、それに備えるための軍備が蓄積されたのだった。体制の安全のために課された軍事力はすさまじい。1990年には西ドイツに約50万人の連邦軍と40万人強の同盟軍が駐留しており、東ドイツには国家人民軍約11万人に加えて34万人のソ連軍が駐留していた。ここでの軍の中心的な使命は、武力による抑止だった。連邦軍の主な任務はNATOの正面防衛であったが、決して実戦に使われないようにすることを目的とする軍隊だった (Bluth, p.53)。

東西の対立が終結し、東ヨーロッパ諸国は民主化を進め、ロシアもEU諸国と軍事的に対立しようとはしていない。統一ドイツに対する東側からの軍事侵攻の危険は消滅した。ヨーロッパで最も数多くの国々と国境を接してるドイツは、史上初めて友好国に囲まれることになった。しかし、世界情勢は混沌としたままであり、新たな秩序のあり方は、冷戦後十年を経てもまだ確立されていない。冷戦の間は明確であった敵と脅威がはっきりしなくなった。

ベルリンの壁が崩壊し、人の移動が自由になると西ヨーロッパのなかでも経済的に豊かなドイツに、東ヨーロッパの国々から移民が流入した。南東ヨーロッパは不安定な状況で、旧ユーゴスラビアでは国内の対立が武力紛争となり、内戦が長期化した。大勢の人びとが難民としてドイツにやって来た。ドイツにとっての新たな脅威は、ヨーロッパの周辺、特に東ヨーロッパが政治的・社会的に不安定になることであると考えられるようになった。

1. 2. 連邦軍改革

1982年9月に西ドイツ連邦安全保障会 (Bundessicherheitsrat) は、基本法はNATO域外への連邦軍の出動を禁止しており、軍隊は連邦共和国が攻撃されるときのみ出動させることができると決議した。こういった、ドイツの軍事行動に対する自己抑制的な態度は、基本的に87年にイラン・イラク戦争中のペルシャ湾機雷掃海をめぐる議論が起きるまで、国内で一致して支持されていた。その後ドイツの軍事面での国際貢献について議論されたが、この態度は基本的に維持された。

東西分断の象徴であったベルリンの壁の開放から1年足らずで、西ドイツは東ドイツを吸収合併するかたちで統一を達成した。ドイツ連邦軍は、かつての敵軍であった東ドイツ国家人民軍を統合した。統一直後には、約67万人の規模になった。1990年9月の統一条約である「2プラス4条約」は「ドイツ連邦共和国政府は、統一ドイツの軍隊を三ないし四年の間に37万人の人的規模にまで縮減することを義務づけた」。

1991年9月24日に首相に提出された「連邦軍の将来の任務のための独立委員会」報告書では、拡大された安全保障の範囲が示された。守るべきものはNATO同盟諸国を越えて広く世界にあるとされている。また、志願制の軍隊への転換も示唆された。「防衛公平 (Wehrgerechtigkeit)」は達成されていないと考えられているからだとされる。「防衛公平」とは憲法と法律の原則に従った、あらゆる兵役義務者の平等な取り扱い、社会的に公正な履行を意味するが、95年までに兵役適齢者に占める兵役従事者の割合は90年の50%から40%にまで減少するからだ。

徴兵制は存続されたが、連邦軍の課題には新たな任務が加えられた。1992年11月リュエ (Volker Rühe) 国防相 (当時) は、地域紛争、非軍事的リスクへの対処を重視した

「防衛政策の大綱」を出した。この年にカンボジアの国連平和維持活動に140名の連邦軍兵士が参加したのをはじめ、以来アジア、アフリカ、バルカンに約6万5千名が派遣された(von Randow und Stelzenmüller, S.18)。1994年6月12日の連邦憲法裁判所は、連邦議会が可決すれば連邦軍を域外に派遣することは憲法違反にはならないとの判断を示した。これを受けて、同年7月12日に連邦政府が決定した連邦軍新計画では、国防と同盟防衛に加えて「危機克服」の任務を提唱した。連邦軍の戦力が主要防衛戦力と紛争対応戦力に分割され、紛争対応戦力は、全体の15%で約5万人とされた。「災害領域や紛争領域における人道援助から、P K O派遣への参加を経由して、国際的な危機克服の出勤」のために危機対応部隊が計画された。ここでは、柔軟性、機動性、(各国軍間の)相互運用性をそなえた連邦軍が目標とされた。

2000年5月に防衛構造委員会は「将来の連邦軍への提言」を提出した。連邦軍の規模は大きすぎる一方で、装備が古いため戦闘力を弱めると同時に維持費を押し上げている状態であると分析している。そして、新しい状況に対応するための抜本的な改革を提言した。この提言では、連邦軍の第一の重点的課題として、紛争への対応があげられている。これは同盟防衛、国際的責務達成の目的のためである。小規模の脅威の可能性は、民族・宗教対立、領土紛争、改革の挫折、人権侵害、国家の破綻などである。さらに非軍事的なリスクとしては、人口過剰、食糧難、環境破壊を指摘している。N A T O、E U、国連、O S C Eとの効果的な協力が可能となるように、安全保障・防衛・軍備政策のヨーロッパ化を進める。2000年の31万8千人から24万人に連邦軍の人員を削減し、兵役期間は10カ月で徴兵制は存続させるが、3万人とする。紛争対応戦力を現在の約6万から14万人に増強するという方針に基づいて改革がすすめられている。

1. 3. ヨーロッパ介入戦力 (europäischen Einsatzkräfte)

1993年11月、マーストリヒト条約の発効と同時にE Uの共通の外交・安全保障政策(Europäische Sicherheits-und Verteidigungspolitik:ESVP)が始動した。共通の安全保障政策のために、ヨーロッパ諸国における軍事改革が相互に同調できるようなイニシアティブが求められた。安全保障に対する脅威としては、民族・宗教対立、領土争い、政治的改革の挫折、人権侵害、国家の崩壊を契機としたリスクが考えられる。発展の遅れ、人口増加、食糧難、病気、環境破壊なども含め、安全保障が包括的に捉えられている。

1999年のコソボへのN A T Oの空爆では、限定的な役割にとどまったものの、第2次大戦後はじめてドイツの軍隊が軍事作戦を行った。この空爆の際に明らかになったのは、軍事力におけるアメリカの圧倒的な優位であった。ヨーロッパの危機であるにもかかわらず、ドイツに限らずヨーロッパ諸国はイニシアティブをとることができなかった。そればかりか、軍事目標などの情報は完全にアメリカに依存していた。コソボ紛争を受けて、1999年にケルンで開催された首脳会議で、ヨーロッパの共通の外交・安全保障政策強化の中心にペーターズベルク任務が据えられた。ペーターズベルク任務とは、92年6月に西欧同盟(W E U)の閣僚理事会の開催地に因んだ呼び方で、人道的使命、救助活動、平和維持、紛争解決に際しての、平和構築活動を含む出勤を意味する。N A T Oが出動しない場合、国際的な危機的状況に際してE Uが信頼できる軍事力をもって対処できなければならない。ドイツ政府は予定されている出動力の20%まで参加することを決定した。2003年までにE U

独自の介入軍隊をヨーロッパ諸国が共同で創設することが、1999年12月の首脳会議で決定された。これは、一つのヨーロッパ部隊を創設しようとするものである。そのため、各国の軍隊の装備や連絡手段の相互運用性を高めることが求められる。ヨーロッパ独自の情報収集能力をもち高い技術で協力し、ヨーロッパの中ですばやい対応のできる部隊を目標とする。常備軍ではなく、その時々状況と課題によって部隊が形成される。経済的にも各国間の不要な重複を避けることができると期待されている。NATO、EU、OSCE、国連といった国際機関の枠組みの中で、ヨーロッパの諸国と協力を前提として、活動することになる。

2. 徴兵制の日常と非日常

軍隊は、徴兵される市民にとっては非日常の生活となりうるという側面を有している。この一方で、兵役に替わる民間役務は市民生活の中に浸透しており身近な職場で働いている。民間の主に福祉分野の役務が多く、若者に受け入れられるようになり、彼らの存在が日常生活に入り込み、兵役が徴兵年齢にない市民にも身近なものとなるに至った。

2. 1. 東西・統一ドイツの徴兵拒否

西ドイツ連邦軍も東ドイツ国家人民軍も独立した国民軍隊ではなかった。ドイツ国民によって構成されていたが、「片方」のドイツ人だけであった。独立した指揮権はどちらのドイツ軍にもなく、NATO軍やワルシャワ条約機構軍の下にあって初めて存在することが許された軍隊であった。これらの軍隊が防衛したのは祖国ではなく、体制であった。東ドイツに駐留していた大規模なソ連軍、東西両ドイツ国内に配備された米ソの中距離核ミサイルはその象徴であった。そして、その任務はしばしば国民を守ることとは矛盾することが予想された。東西ドイツの軍隊は、お互いが第一の敵であった。このような軍隊をもつ東西両ドイツでは、それぞれ他の同盟国と比較してはるかに多くの若者が兵役を拒否した。

東ドイツでは1956年に国家人民軍が設立されたが、この前年にすでに東ドイツはワルシャワ条約機構に加盟していた。東ドイツ国家人民軍は、平時においてもワルシャワ条約機構最高司令部の直接の指揮下におかれた。このような扱いは、東欧諸国の中でも東ドイツだけであった。ベルリンの壁が構築された直後に徴兵制の導入が決定され、翌年に施行された。東ドイツでは他の東欧諸国には例のない「建設部隊」という制度が1964年に設けられた。兵役を拒否しようとするものに武器をもつことを免除する制度であったが、この部隊が兵役拒否の権利保障には不十分であったことに加え、国家が彼らを抑圧したことで社会的な活動へと向かわせることとなった。彼らは60年代後半から活動を続け、80年代後半には民主化運動の中心的な存在となっていた。

西ドイツは1955年にNATOに加盟し、翌年兵役が義務化された。徴兵制導入以前に「武器をもってする役務」には強制されない権利が基本法のもとに確立されていた。西ドイツでは、兵役拒否者の代替民間役務への取り込みに成功した。それどころか、1999年には13万8千364人が民間役務を選択し、兵役に従事する者の数を上回った。民間の役務はその大半が福祉関連の仕事に就く。彼らは広く社会に受け入れられ、80年代後半以降は福祉分野で重要な役割を果たしている。

さらに統一後は兵役拒否者が増加した。統一によって国家としても完全な独立を達成し、連邦軍は欠落していた部分を回復することとなった。もはや「片方」だけのドイツ人ではなく、ドイツ人の親類や友人同志が敵味方として殺し合う可能性は解消された。しかし、兵役の前提である領土防衛は、その必要性がなくなったと多くの若者は考えたのだった。

2. 2. 「制服を着た市民」

ドイツ連邦共和国では、徴兵制は東側の脅威に対抗するのに十分な兵力を確保するために導入された。と同時に徴兵制は、軍隊と社会の統合のための重要な装置であると考えられた。かつてのワイマール共和国の時代のように、軍隊が、「国家のなかの国家 (Staat in Staat)」になってしまうことのないように、社会としっかりつながっていなければならなかった。職業軍人たちによる軍隊では、軍が暴走したとき、社会はそれを止めることができない。国民の全ての階層から構成される徴集兵は「制服を着た市民 (Bürger in Uniform)」として連邦軍と社会とのつながりを保障するとされた。「制服を着た市民」とは、兵士も「原理上、他の国民と同様の権利・義務をもつべきであって、それは一定の職務上の必要によって制限されるにすぎない」とするものである。この兵士のあり方を規定する上でカギ的役割を果たしたのが「内面指導 (Innere Führung)」の構想であった (水島58頁)。この発想は、国民は軍隊内にあっても自由な人格として、責任感のある市民でありつづけるべきだというものだ。軍隊は家庭や工場、オフィスとは全く異なり、兵士は服従することを求められ、個人の自由は大きく制限されるが、普段の日常生活にある拘束からは解放される。その非日常の場において、日常の市民生活では許されないことが免責されてきた。そしてそのどんな命令にも従うという無責任さが、人道に対する罪を生み出したのだとの反省に立つ。軍隊内であっても市民であり、たとえ上官の命令に従ったのであっても、責任をもって行動することが要請されるという新しい兵士像である。

この「内面指導」の構想は連邦軍のなかで十分に反映されたとは言い難い。しかし、近年の戦争犯罪は国際法廷で裁かれ、その際、上官の命令に従った場合でも、犯罪行為を免責する事由とは認められないようになっている。

2. 3. 徴兵制の正当性

統一後、徴兵制が正当性を保つことができるのかという問題についていくつかの点で疑問が生じている。・祖国防衛が兵役の前提であったが、現在のドイツには領土が侵略される危険はなく、「防衛」する必要がない。・実質上は「防衛」軍隊でなく「介入」軍隊での兵役の強制は、違法ではないか。・現在でも兵役に就くのは該当者の半分以上という状態で、国民の義務は平等に履行されていない。・「国民国家＝祖国」を国民が防衛するという概念は、ヨーロッパ市民というアイデンティティをもつ人にはそぐわない、というものである。

冷戦後の危機の変化にともなって、大規模な軍隊は不必要となり、NATO19カ国のうち11カ国が、職業軍隊であるか兵役の廃止を検討している。現在議論されている連邦軍の改革について、注目されている点のひとつも徴兵制の存続をめぐるものであるが、市民の間で徴兵制は広い支持を得ている。2000年5月の調査によると徴兵制の存続に65%が賛成し、廃止するべきだとしたのは25%にとどまっている (Sommer, S.25)。主要政党

も90年同盟／緑の党を除いて全て、徴兵制の存続を前提に改革を議論している。その根拠としては、兵役によって軍隊を社会と結びつけることができるといふことと、実質的な問題として、職業軍隊にした場合に十分な兵力を確保することができないのではないかとの懸念がある。現在、連邦軍では士官が不足気味である。基礎兵役修了者の約8%が期間を延長して任務に就いているが、このおよそ9千人は毎年必要となる補充分の45%に相当する。

兵役が廃止されるとその代替役務である民間役務も廃止されることになる。連邦軍の改革についての議論は、必然的に社会福祉政策のあり方を論ずることになる。兵役期間の短縮が直接的に介護の質に影響するからである。「兵役拒否者」らの存在はきめ細かな福祉サービスの提供には不可欠となっている。民間役務として安価で供給されている労働力が失われると、ドイツの社会福祉サービスに甚大な支障がでることは避けられない。そこで、男性にのみ課されている兵役を改め、女性も含めた「一般奉仕義務」の導入が議論された。この制度に対する市民の評価はアンケート調査ではおおむね肯定的であった。この「一般奉仕義務」では連邦軍での軍役はひとつの選択肢となっているが、青年らにどの役務に就きたいかを問うと、福祉関係が最も多く、軍役の人気は低い。しかし、祖国防衛という大義名分があってこそ国家は国民を一定期間拘束して役務を強制することができた。この前提を欠いた一般奉仕義務は、国際法で禁止されている国家による強制労働に相当する。

連邦軍の最終的な使命は領土／同盟防衛であるとされるが、年々危機・紛争の対応の方針に重点がおかれるようになっている。想定される最も蓋然性の高い出動の可能性は、ヨーロッパ周辺地域における紛争への緊急派遣や国連の平和維持活動などの「域外」任務である。こういった直接の防衛ではない任務には、徴集兵は不適切である。防衛以外の役務を国家が国民に強制することには疑問がある。これまでの、カンボジア、ソマリアへの人道的派遣の場合も、登録しなかった徴集兵は派遣されることはなかった(von Bredow S.60)。職業軍人と志願して兵役期間を延長したものが、自らの意志に基づいてその任務に赴いたのであった。純粋に軍事的な観点からも徴集兵は域外の任務には適さない。10ヵ月間の訓練期間では紛争介入のために十分な能力を教育することができないからである。

委員会の提言では、徴兵制は必要であるとされた。兵役の期間と徴集兵の規模については、出生人数の多少によってではなく、軍事的な必要性によって決めるべきであるとしている。兵役をより魅力あるものにして、就学・就職にもよりうまく進めるように配慮する。軍事的に根拠のない負担を兵役適齢者に負わせるより、また、未就役の若者への不利益な処置を講じるよりも、兵役の魅力を高めることの方が望ましいとした。

徴兵制については防衛構造委員会でも意見が分かれた。6名は即時の志願制への移行を主張したが、12名は兵役期間を10ヵ月に短縮し召集兵数も3万人として存続させるべきだとした。1名はこのような徴兵制は徴兵年齢にあたる若者の5人に1人しか実際に就役しない実質上の「選択兵役」となっているので憲法違反であると批判した。

おわりに

冷戦の終結から10年、ヨーロッパでは新たな安全保障のあり方が模索されてきた。東西対立の正面であったドイツでは冷戦期には、体制間に戦争が勃発することが脅威であり、その事態を防ぐため大規模な軍備が必要であると考えられた。徴兵制はドイツが分断され

ていたことから、その正当性により強い疑問をさしはさむ余地があった。統一後の連邦共和国では、ついに民間役務に従事する若者の方が兵役に就く者よりも多数となった。彼らは福祉施設を中心に就業する。彼らの存在はしっかりと社会に根づいている。兵役では市民は国民として国家に従い、奉仕すべき存在であったが、民間役務では国家に奉仕することは少なくとも直接的にはない。

危機への対処のあり方では、何時起こるかわからない軍事的衝突ではなく、包括的に日常的环境を安全保障の範疇に入れた、ヨーロッパ共同の政策が模索されている。強大な軍事力ではなく、小規模な紛争にすばやく対応できる柔軟性をもった戦力が求められるようになった。

二つのレベルでの非日常から日常への変化をみることができる。ひとつは安全保障概念が、「画一的、巨大で潜在的に即時の脅威」に対するものから恒常的に包括的になったこと。もうひとつは個々の市民と兵役との関わり方についてである。市民は、兵役で軍隊に入っても非日常の存在ではなく、市民でありつづける。民間役務についた人はもちろん、兵役に就いた人は、「制服を着た市民」としてである。

参考・引用文献

- 広瀬圭一編 『ヨーロッパ変革の国際関係』 勁草書房 1995年
 水島朝穂 『現代軍事法制の研究』 日本評論社 1995年
 Bluth, Christoph, German and the Future of European Security, London, Macmillan, 2000
 Giddens, Anthony, Political Theory and the Problem of Violence, in: The Belgrade Circle ed., The Politics of Human Rights, London, Verso, 1999
 Jacobsen, Hans-Adolf, Von der kollektiven Verteidigung zur kollektiven Sicherheit, in: Ernst Willi Hansen hrg., Politischer Wandel, organisierte Gewalt und nationale Sicherheit, München, R. Oldenbourg Verlag, 1995
 Sommer, Theo, Jeder Bürger ist als Soldat geboren, in: Zeit Punkte, Nr. 4/2000
 Randow, Gero und Constanze Stelzenmüller, Soldaten-Zivis für Grobe, in: Zeit Punkte, Nr. 4/2000
 Stelzenmüller, Constanze, Widerwillig ausgestreckte Hand, in: Die Zeit, 51/2000
 Warwick, Johannes und Wichard Woyke, NATO 2000, Opladen, Leske + Budrich, 1999
 von Bredow, Wilfried, Die Zukunft der Bundeswehr: Gesellschaft und Streitkräfte im Wandel, Opladen, Leske + Budrich, 1995

本研究は、文部省科学研究「国際関係の日常性と非日常性 —— ポスト・モダンの国際関係論の構築に向けて ——」（研究代表者神戸大学初瀬龍平）の助成を受けた。

編集委員

真 鍋 誠 子
赤 澤 淳 子
市 川 ひろみ
濱 島 淑 恵
藤 原 壮 介
向 井 久 幸

執筆者紹介 (執筆順)

野 口	学	幼児教育学科教授
小 池	美知子	幼児教育学科講師
伊 藤	敏 乃	生活科学科非常勤講師
長 尾	愛 子	幼児教育学科講師
河 野	弘 美	生活科学科講師
市 川	ひろみ	基礎教育助教授

平成 13 年 3 月 21 日 印刷
平成 13 年 3 月 27 日 発行

編集発行者 今治明德短期大学
今治市矢田甲688

印刷所 第一印刷株式会社
今治市喜田村1-6-40

REPORTS OF RESEARCH

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE

No. 25

CONTENTS

Kindergarten in the early period in Ehime prefecture — Establishment of Murai kindergarten and Unomachi kindergarten by the parties concerned with Christianity —Manabu NOGUCHI.....	1
A Study of Activity on Creative Musical Expression at the College Students in Pre-school Education Michiko KOIKE.....	13
The Estimation of Junior College Students for Clothes of the Elderly Toshino ITO.....	25
System and Technicality of Handicapped Child Care at a Nursery School Aiko NAGAO.....	33
Examination of Obesity in “a Fair to Prevent Life-style Related Diseases” Hiromi KOUNO.....	45
Transformation of the Army in Post-war Germany Hiromi ICHIKAWA.....	59

March 2001

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE